

# **工事名 東京科学大学（湯島）A棟6階手術室改修Ⅱ期機械設備工事 配布資料一覧表**

## 01. 入札公告（写）

- ・別紙 図面・現場説明書等の交付方法について

## 02. 入札説明書（別表1～3含）

## 03. 競争加入者心得

## 04-1. 最低基準価格を下回った場合の取扱いについて

## 04-2. 特別重点調査資料等作成要領

## 05. 申請書、資料及び技術提案書作成上の注意事項

### 06-1. 競争参加資格確認申請書（様式1）

- ・別紙1 同種工事の施工実績
- ・別紙2 配置予定技術者の資格・施工実績

### 06-2. 技術提案書（様式2）

- ・別紙1-1, 1-2 VE提案とVE提案に基づく施工計画
- ・別紙2 工事全般の施工計画
- ・別紙3 ワーク・ライフ・バランス等の推進

## 07. 工事請負契約書（案）

- ・単体用
- ・共同企業体用
- ・契約書の別紙

## 08. 工事請負契約基準

### 09-1. 図面・特記仕様書

### 09-2. 現場説明書

### 10. 工事数量書（参考資料）

09-1～10 図面・現場説明書等の交付方法については、別紙「図面・現場説明書等の交付方法について」を参照願います。

## 11. 誓約書

## 12. 質問書の提出について

## 13. 留意事項

## 14. 電子入札用委任状（ひながた）

## 15. 紙入札方式参加承諾願、紙入札用委任状、 紙入札用入札書（ひながた）

\* 11. 誓約書について、すでに本学にご提出いただいている場合、  
記載事項に変更がない限り、再度ご提出いただく必要はありません。

**(担当) 国立大学法人東京科学大学  
施設部湯島計画課湯島総務グループ  
TEL : 03-5803-5053  
FAX : 03-5803-0355**

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年7月1日

国立大学法人東京科学大学  
理事長 大竹 尚登

◎調達機関番号 415 ◎所在地番号 13

○湯島地区第2号

### 1 工事概要等

- (1) 品目分類番号 41
- (2) 工事名 東京科学大学（湯島）A棟6階手術室改修II期機械設備工事
- (3) 工事場所 東京都文京区湯島1-5-45 東京科学大学湯島地区構内
- (4) 工事概要 本工事はA棟6階手術室の改修機械設備工事を工事範囲外の手術室を供用しながら行うものである。

なお、本工事に関連する建築工事及び電気設備工事は別途発注される予定である。

- (5) 工期 契約締結日の翌日から令和9年3月31日（水）まで。
- (6) 本工事は、工事の施工について「ワーク・ライフ・バランス等の推進」並びに「VE提案とVE提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下「技術提案書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。
- (7) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (8) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術提案書の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

### 2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている2又は3社により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、発注者から共同企業体としての認定を受けていること。

- (1) 国立大学法人東京科学大学契約事務取扱規程第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8年度の文部科学省における管工事の一般競争参加者の資格（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文

部科学大臣決定) 第1章第4条で定めるところにより算定した点数(一般競争(指名競争)参加資格認定通知書の記2の点数)が、1,100点(共同企業体の構成員のうち、代表者以外の構成員にあっては、820点)以上であること。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 単体または共同企業体の各構成員は、平成22年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した「次の(ア)(イ)(ウ)(エ)の基準を満たす建物の新築、増築又は改修工事」を施工した実績を有すること。なお、改修工事の場合、改修延べ面積が施工規模の条件を満たしていること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。

(ア) 建物用途 病院

(イ) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建物

(ウ) 施工規模 新築、増築又は改修した延床面積が900m<sup>2</sup>以上

(エ) 工種 空気調和設備工事

(5) 工事全般の施工計画に対する技術的所見が適切であること。

(6) 単体及び共同企業体の各構成員にあっては、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること

① 1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者を言う。

- ・技術士(第二次試験において技術部門「選択科目」を機械「流体工学若しくは熱工学」、上下水道、衛生工学又は総合技術監理「機械一流体工学、機械一熱工学、上下水道若しくは衛生工学」とするものに合格した者に限る)

- ・国土交通大臣特別認定者

② 平成22年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記(4)に掲げる工事を施工した経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る)。

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑤ 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)の配置を行う際の要件については、入札説明書を参照すること。

(7) 共同企業体にあっては、次の要件を満たすこと

① すべての構成員が、建設業法上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が5年以上あること。

② 構成員の数が、2又は3であること。

③ 結成方法は、自主結成であること。

④ 構成員の最小出資比率は、均等割の 10 分の 6 を下回らない範囲とすること。

⑤ 代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。

(8) 申請書、資料及び技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は国立大学法人東京科学大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成 18 年 1 月 20 日付け 17 文科施第 345 号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(12) 建設業法施行規則第 18 条の 2 に定める経営事項審査を受審していること。

(13) 下記 URL に示す誓約書を提出している者であること。また、上記誓約書を提出していない者は、申請書及び資料の提出期限までに提出できる者であること。

(URL [https://www.tmd.ac.jp/for-business/procurement/\\_601e69a8b4b59\\_601e6deebc3d9\\_/](https://www.tmd.ac.jp/for-business/procurement/_601e69a8b4b59_601e6deebc3d9_/) )

### 3 総合評価に関する事項

#### (1) 落札者の決定方法

① 入札参加者は、「価格」、「技術提案書」をもって入札に参加し、次の（イ）、（ロ）の要件に該当する者のうち、下記(2)③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

（イ）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

（ロ）評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

② 上記①において、評価値の最も高い者が 2 人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

#### (2) 総合評価の方法

① 「標準点」を 100 点とする。「加算点」は、下記(3)①、②及び③の評価項目において技術提案書の内容に応じ、最高 43 点を与える。「VE 提案と VE 提案に基づく施工計画」については、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案を行わない）場合は、「ワーク・ライフ・バランス等の推進」及び「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える。

② 「加算点」の算定方法は、入札価格が予定価格の制限の範囲内の者を対象に下記(3)①、②及び③の評価項目ごとに評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。なお、下記(3)③において「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。

③ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

#### (3) 評価項目 本工事における評価項目は以下の通りとする。

- ① ワーク・ライフ・バランス等の推進  
ワーク・ライフ・バランス等の取組みに関する認定状況
  - ② VE 提案と VE 提案に基づく施工計画 性能等／社会的要請
  - ③ 工事全般の施工計画 施工上考慮すべき事項等の技術的所見
- (4) 受注者の責めにより、提出された「VE 提案と VE 提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

#### 4 入札手続等

- (1) 担当部局 〒113-8510 東京都文京区湯島 1-5-45  
国立大学法人東京科学大学 施設部湯島計画課湯島総務グループ  
電話 03-5803-5053  
メールアドレス shisetsukeiyaku.adm@tmd.ac.jp
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法  
令和7年7月1日（火）から令和7年7月23日（水）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）17時00分まで。東京科学大学ホームページにて無料で交付する。  
([https://www.tmd.ac.jp/for-business/procurement/procurement\\_601e69a8b4b59\\_601e6deebc3d9/](https://www.tmd.ac.jp/for-business/procurement/procurement_601e69a8b4b59_601e6deebc3d9/))  
図面・現場説明書等の交付方法については、別紙「図面・現場説明書等の交付方法について」を参照。
- (3) 申請書、資料及び技術提案書の提出期間及び方法  
令和7年7月1日（火）から令和7年7月23日（水）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）17時00分まで。  
上記（1）と同じ。  
電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は持参すること（郵送又は電送（ファクシミリ）による提出は認めない。）
- (4) 入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法  
入札書は、令和7年9月18日（木）11時00分までに、電子入札システムにより提出すること。なお、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は上記（1）に持参すること（郵送又は電送（ファクシミリ）による提出は認めない。）。  
開札は、令和7年9月19日（金）16時00分、国立大学法人東京科学大学1号館西3階財務部・施設部打合室（電子入札システム）において行う。

#### 5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - ① 入札保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。なお、落札者が契約を結ばない場合は、本学に帰属する。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

- (2) 契約保証金 納付。ただし、有価証券等の提供又は銀行、発注者が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、受注者は、契約の締結と同時に契約の保証を付すこと。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 国立大学法人東京科学大学契約事務取扱規程第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
- (5) 本工事に係る技術提案書の提出にあたって、VE 提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出すること。ただし、VE 提案が適正と認められなかった場合においては、標準案により入札に参加できる。また、標準案に基づき施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載すること。(詳細は入札説明書)
- (6) 配置予定技術者の確認 落札者決定後、CORINS 等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。
- (7) VE 提案の採否 VE 提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
- (8) 手続における交渉の有無 無
- (9) 契約書作成の要否 要
- (10) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)と同じ。
- (12) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により申請書、資料及び技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (13) 詳細は入札説明書による。

## 6 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Naoto Otake, Chairman,  
Institute of Science Tokyo
- (2) Classification of the services to be procured: 41
- (3) Subject matter of the contract : Construction work of Institute of Science Tokyo  
Hospital

- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 P.M. 23, July, 2025
- (5) Time-limit for the submission of tenders : 11:00 A.M. 18, September, 2025
- (6) Contact point for tender documentation : Yushima General Affairs Group, Yushima Planning Division, Facilities Department, Institute of Science Tokyo, 1-5-45, Yushima, Bunkyo-ku, Tokyo, 113-8510 Japan, TEL 03-5803-5053

## 図面・現場説明書等の交付方法について

請求方法は、以下のとおりとする。

なお、図面・現場説明書等は無料で交付する。

1. 東京科学大学施設部湯島計画課湯島総務グループ shisetsukeiyaku.adm@tmd.ac.jp まで電子メールを送信すること。
2. 電子メールの件名は、「【図面等交付希望】（湯島）A棟6階手術室改修Ⅱ期機械設備工事」とすること。
3. メール本文に、「会社名、連絡先電話番号、担当者の氏名」を明記すること。
4. 担当者の名刺をスキャンしたP D Fを添付すること。

交付期間は、令和7年7月1日（火）から令和7年7月23日（水）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで。

令和7年7月1日  
国立大学法人東京科学大学

## 入札説明書

「東京科学大学（湯島）A棟6階手術室改修II期機械設備工事」に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令及び国立大学法人東京科学大学会計規則等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和7年7月1日
- 2 発注者 国立大学法人東京科学大学 理事長 大竹 尚登
- 3 ◎ 調達機関番号 415 ◎所在地番号 13  
○ 湯島地区第2号
- 4 品目分類番号 41
- 5 担当部局  
〒113-8510 東京都文京区湯島1-5-45  
国立大学法人東京科学大学施設部湯島計画課湯島総務グループ  
電話 03-5803-5053  
メールアドレス shisetsukeiyaku.adm@tmd.ac.jp
- 6 工事概要等
  - (1) 工事名 東京科学大学（湯島）A棟6階手術室改修II期機械設備工事
  - (2) 工事場所 東京都文京区湯島1-5-45 東京科学大学湯島地区構内
  - (3) 工事概要 本工事はA棟6階手術室の改修機械設備工事を工事範囲外の手術室を供用しながら行うものである。なお、本工事に関連する建築工事及び電気設備工事は別途発注される予定である。
  - (4) 工期 契約締結日の翌日から令和9年3月31日（水）まで
  - (5) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
  - (6) 本工事は、工事の施工について「ワーク・ライフ・バランス等の推進」並びに「VE提案とVE提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下「技術提案書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。
  - (7) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（<https://portal.ebid02.mext.go.jp/top/>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規程及び運用基準に基づき行う。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- 7 競争参加資格
  - 次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件をすべて満たしている2又は3社により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、発注者から本工事に係る共同企業体としての認定を受けていること。
    - (1) 国立大学法人東京科学大学契約事務取扱規程第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
    - (2) 令和7・8年度の文部科学省における管工事の一般競争参加者の資格（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の点数）が、1,100点（共同企業体の構成員のうち、代表者以外の構成員にあっては、820点）以上であること。
    - (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づ

き再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 単体または共同企業体の各構成員は、平成22年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した「次の（ア）（イ）（ウ）（エ）の基準を満たす建物の新築、増築又は改修工事」を施工した実績を有すること。なお、改修工事の場合、改修延べ面積が施工規模の条件を満たしていること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
- （ア）建物用途 病院  
（イ）構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建物  
（ウ）施工規模 新築、増築又は改修した延床面積が900m<sup>2</sup>以上  
（エ）工種 空気調和設備工事
- (5) 工事全般の施工計画に対する技術的所見が適切であること。
- (6) 単体及び共同企業体の各構成員にあっては、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
- ① 1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者を言う。  
・技術士（第二次試験において技術部門「選択科目」を機械「流体工学若しくは熱工学」、上下水道、衛生工学又は総合技術監理「機械－流体工学、機械－熱工学、上下水道若しくは衛生工学」とするものに合格した者に限る）  
・国土交通大臣特別認定者
- ② 平成22年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記（4）に掲げる工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る）。
- ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- ⑤ 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（イ）～（チ）の要件を全て満たさなければならない。
- （イ）建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- （ロ）監理技術者補佐は、建設工事の種類に応じた、一級施工管理技士補若しくは一級施工管理技士等の国家資格者、又は学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。
- （ハ）監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- （ニ）同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）。
- （ホ）特例監理技術者が兼務できる工事は本工事の施工現場から概ね10km以内でなければならない。
- （ヘ）特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立合等の職務を適正に遂行しなければならない。
- （ト）特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- （チ）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- (7) 共同企業体にあっては、次の要件を満たすものであること
- ① すべての構成員が、建設業法上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が5年以上あること。
- ② 構成員の数が、2又は3であること。
- ③ 結成方法は、自主結成であること。
- ④ 構成員の最小出資比率は、均等割の10分の6を下回らない範囲とすること。
- ⑤ 代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。
- (8) 申請書、資料及び技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は国立大学法人東京科学大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置

要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (9) 上記6(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- ① 資本関係  
次のいずれかに該当する二者の場合。
    - (イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
    - (ロ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
  - ② 人的関係  
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
    - (イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
      - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
        - (イ) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
        - (ロ) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
        - (ハ) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
        - (四) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
      - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
      - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
      - 4) 組合の理事
      - 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
    - (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
    - (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
  - ③ その他の入札の適正さが阻害される場合  
組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 建設業法施行規則第18条の2に定める経営事項審査を受審していること。
- (13) 下記URLに示す誓約書を提出している者であること。また、上記誓約書を提出していない者は、申請書、資料及び技術提案書の提出期限までに提出できる者であること。

## 記

([https://www.tmd.ac.jp/for-business/procurement/procurement\\_601e69a8b4b59\\_601e6deebc3d9\\_/](https://www.tmd.ac.jp/for-business/procurement/procurement_601e69a8b4b59_601e6deebc3d9_/))

## 8 設計業務等の受託者等

- (1) 上記7(9)の「上記6(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）」とは、次に掲げる者である。  
教育施設研究所・総合設備計画設計共同体
- (2) 上記7(9)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③のいずれかに該当する者である。
- ① 資本関係  
設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合
    - (イ) 子会社等と親会社等の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

## 9 総合評価に関する事項

### (1) 落札者の決定方法

① 入札参加者は、「価格」、「技術提案書」をもって入札に参加し、次の（イ）、（ロ）の要件に該当する者のうち、（2）③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(イ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(ロ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

② ①において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

### (2) 総合評価の方法

「標準点」を100点とする。「加算点」は、別表1の①、②及び③の評価項目において、技術提案書等の内容に応じ、最高43点を与える。なお、「VE提案とVE提案に基づく施工計画」については、様式2「技術提案書」の別紙1-1及び1-2に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案を行わない）場合は、「ワーク・ライフ・バランス等の推進」及び「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える。

① 「加算点」の算定方法は、別表1の評価項目ごとに評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。

② 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と①によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

$$\cdot \text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格}$$

### (3) 評価項目及び評価基準等

評価項目及び評価基準等は別表1のとおりとする。

(4) 受注者の責により、採用された「VE提案とVE提案に基づく施工計画」及び提案した「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置を行うものとする。

## 10 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記7に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書、資料及び技術提案書を提出し、発注者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記7(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書、資料及び技術提案書を提出することができる。この場合において、上記7(1)及び(3)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において上記7(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記7(2)に掲げる事項を満たしていかなければならない。

なお、期限までに申請書、資料及び技術提案書を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期間 令和7年7月1日（火）から令和7年7月23日（水）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の9時00分から17時00分まで

② 提出先 上記5に同じ。

- (3) 提出方法 申請書及び資料の提出は電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、上記5へ持参すること(郵送又は電送(ファクシミリ、電子メール)によるものは認めない。)。電子入札における申請書の受付票は、申請書及び資料の受信を確認したものであり申請書及び資料の内容を確認したものではない。
- (2) 申請書は、様式1により作成すること。
- (3) 上記7(4)の同種の工事の施工実績及び7(6)の配置予定の技術者の同種の工事の経験の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあっては、我が国における同種工事の施工実績及び経験をもって行うものとする。
- (4) 申請書及び資料(様式1及び別紙)並びに技術提案書(様式2及び別紙)は、別添の「申請書、資料及び技術提案書作成上の注意事項」に従い作成すること。
- (5) 競争参加資格の確認は、申請書、資料及び技術提案書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和7年8月18日(月)までに電子入札システム(紙により申請した場合は書面)により通知する。
- (6) VE提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。その際、VE提案が不採用の場合は、その理由を付して通知する。
- (7) その他
- ① 申請書、資料及び技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
  - ② 発注者は、提出された申請書、資料及び技術提案書を、競争参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。
  - ③ 提出された申請書、資料及び技術提案書は返却しない。
  - ④ 提出期限以降における申請書、資料及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。
  - ⑤ 採用された技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になったときは、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権などの排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。
  - ⑥ 技術提案書提出者は、技術提案が採用されたことにより、設計図書において施工方法を指定しない部分の工事に関する責任が軽減されるものではない。また、性能等に関わる提案が履行できなかった場合で再度施工が困難あるいは合理的ではない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行う。
  - ⑦ 申請書、資料及び技術提案書に関する問い合わせ先は上記5に同じとする。
  - ⑧ 共同企業体としての申請を希望される場合、別途提出が必要な書類があるので、事前に上記5に問い合わせること。

#### 11 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、発注者に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次により説明を求めることができる。
- ① 提出期限 令和7年8月27日(水) 17時00分
  - ② 提出場所 上記5と同じ
  - ③ 提出方法 書面(様式任意)を持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。)により提出すること。
- (2) 発注者は、説明を求められたときは、令和7年9月5日(金)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

#### 12 「VE提案とVE提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」が採用されなかった者又は評価されなかった者に対する理由の説明

- (1) 「VE提案とVE提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」が採用されなかった者又は評価されなかった者は、発注者に対して競争参加資格がないと認めた理由又はVE提案が採用されなかった理由について、次により説明を求めることができる。
- ① 提出期限 令和7年8月27日(水) 17時00分
  - ② 提出場所 上記5と同じ
  - ③ 提出方法 書面(様式任意)を持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。)により提出すること。
- (2) 発注者は、説明を求められたときは、令和7年9月5日(金)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

#### 13 入札説明書等に対する質問

- (1) この入札説明書等に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
- ① 提出期限 令和7年7月1日（火）から令和7年9月8日（月）まで。
- ② 提出方法 文部科学省電子入札システム  
(運用時間をポータルサイトにて確認すること。)
- ③ 質問内容及び回答内容閲覧期間  
令和7年9月12日（金）から令和7年9月17日（水）まで。  
(文部科学省電子入札システムにより閲覧に供すること。)
- 紙による提出を希望する場合は、次によること。
- ① 提出期限 令和7年7月1日（火）から令和7年9月8日（月）まで。  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の9時00分から17時00分まで。
- ② 場所 上記5に同じ
- ③ 提出方法 別紙質問書様式により shisetsukeiyaku.adm@tmd.ac.jp へ 電子メールの添付ファイルで送信すること。送信後、電話で上記5へ送信した旨、必ず連絡すること。
- ④ 質問内容及び回答内容閲覧期間  
令和7年9月12日（金）から令和7年9月17日（水）まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の9時00分から17時00分まで。(上記5にて閲覧に供すること。)

#### 14 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札日時 令和7年9月12日（金）から令和7年9月18日（木）（土曜日、日曜日及び祝日を除く)の9時00分から17時00分まで。ただし、最終日の令和7年9月18日(木)は11時00分まで。
- (2) 入札場所 〒113-8510 東京都文京区湯島1-5-45  
国立大学法人東京科学大学施設部湯島計画課湯島総務グループ
- (3) 開札日時 令和7年9月19日(金) 16時00分
- (4) 開札場所 国立大学法人東京科学大学1号館西3階財務部・施設部打合せ室(電子入札システム)
- (5) その他 紙入札方式による入札参加を承諾され、紙入札方式により入札を行った者は、上記場所で開札に立ち会うこと。なお、立ち会いの際には、発注者により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。
- (6) 入札を辞退する場合には、上記5に入札辞退届を電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て、紙による入札とした場合は、上記5に入札辞退届を持参すること(郵送又は電送(ファクシミリ、電子メール)は認めない。)。

#### 15 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。なお、紙入札方式による入札参加を承諾され、紙入札方式により入札を行うものは、上記5に持参すること。郵送又は電送(ファクシミリ、電子メール)による提出は認めない。)。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

#### 16 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等(利付国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。)は、入札参加者の見積る入札金額(税込み)の100分の5以上とする。なお、期限までに入札保証金の納付等(入札保証金の納付に代わる担保としての利付国債の提供又は銀行等の保証及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結又は銀行等若しくは保証事業会社(以下「金融機関等」という。)の契約保証の予約を含む。以下同じ。)を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類(以下「書類」という。)を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額(税込み)の100分の5に満たない者又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額(税込み)に満たない者若しくは保証金額が入札金額(税込み)の100分の

30に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとしてその入札を無効とする。

- ① 提出期間 令和7年8月18日（月）から令和7年9月18日（木）  
(土曜、日曜及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで。) (ただし、最終日の9月18日（木）は、11時00分まで。))
  - ② 書類の提出先は、上記5に同じ。
  - ③ 保証期間は、入札書を提出する日から令和7年10月20日（月）までとする。
  - ④ 書類は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。）により提出すること（電子メールによる提出は認めない。）。
  - ⑤ 期限までに入札保証金の納付等を行わない者又は書類を提出しない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とするものとする。
  - ⑥ 入札保証金の納付等又は書類が、別表3に掲げる場合に該当するものについては、入札に関する条件に違反したものとして、原則として当該入札保証金を納付した入札参加者の入札を無効とするものとする。
  - ⑦ 入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (2) 契約保証金 納付。ただし、有価証券等の提供又は銀行、発注者が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の30以上とする。

## 17 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。電子入札システムによる入札の際、入札書に工事費内訳書ファイルを添付して同時に送付すること。ただし、発注者の承諾を得て、紙により提出する場合は、上記5まで持参すること（郵送又は電送（ファクシミリ、電子メール）は認めない。）。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。なお、工事費内訳書の名称、摘要、数量、単位は、数量公開の数量書と必ずしも一致する必要はなく、入札参加者が独自に算定した数量等を用いることもできるが、「工事内訳」の直接工事費、共通費の共通仮設費、現場管理費、一般管理費等及び工事価格は必ず記載し、法定福利費も含めること。  
また、工事費内訳書には、住所、名称又は商号及び代表者の氏名並びに工事名を記載すること。
- (3) 入札参加者は押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。）及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、提出した工事費内訳書について説明を求められることがある。また、工事費内訳書が、別表2各項に該当する場合については、競争加入者心得第32第12号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合、低入札価格調査を行う場合又は当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。
- (4) 発注者の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書と入札書は各々別の封筒に入れ封緘をして提出すること。
- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

## 18 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。1回目の開札に立ち会わぬ紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

## 19 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合

には落札決定を取り消す。なお、発注者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において上記7に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

また、「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受ける入札者が提出期限までに別添の「特別重点調査資料等作成要領」に基づき作成した資料等の提出を行わない場合、資料等の提出後における入札者の責任者からの事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、競争加入者心得第35に違反するものとして、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とするものとする。

## 20 落札者の決定方法

- (1) 国立大学法人東京科学大学契約事務取扱規程第13条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高の評価値をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最高の評価値をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が国立大学法人東京科学大学工事請負等契約細則第10条に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る場合は、国立大学法人東京科学大学契約事務取扱規程第21条の調査（低入札価格調査）を行うものとする。  
なお、最低基準価格の詳細については別紙「最低基準価格を下回った場合の取扱いについて」の1を参照すること。

## 21 最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないと認めると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延長は行わない。

なお、入札価格が最低基準価格を下回り、かつ、入札価格の積算内訳である費目別金額を予定価格の積算の前提とした費目別金額で除して得た割合が一定割合（直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費については70%、一般管理費等については30%のいずれかに該当）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

また、特別重点調査においては、最低基準価格を下回り、かつ上記に示す一定割合を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある。

特別重点調査の詳細については、別紙「最低基準価格を下回った場合の取扱いについて」を参照すること。

また、この調査期間中に履行不可能の申し出があった場合は、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

## 22 配置予定主任技術者又は監理技術者の確認

落札者決定後、C O R I N S等により配置予定の主任技術者又は監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記7(6)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

## 23 契約書作成の要否等

別紙契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

## 24 支払条件

請負代金（前払金及び中間前払金を含む。）は、受注者からの適正な支払請求書に基づき6回以内に支払うものとする。

## 25 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約を締結するものとする。

- 26 手続における交渉の有無 無
- 27 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- 28 共同企業体に関する競争参加資格の確認の特例
- (1) 競争参加資格申請を行った共同企業体のうち、開札の時において上記7(8)に掲げる事項を満たさなくなった構成員（以下「欠格構成員」という。）を含む共同企業体は、競争参加資格申請を取り下げができる。
- (2) (1)の取り下げを行った共同企業体の欠格構成員以外の構成員は、欠格構成員に代わる構成員と新たな共同企業体を結成し、上記10(1)①に示す締切後であっても、令和7年8月27日（水）までの間、上記申請書、資料及び技術提案書を提出することができる。
- (3) (2)の提出を行った共同企業体の競争参加資格の確認は、申請書、資料及び技術提案書の提出期限の日を基準日として行い、その結果を令和7年9月5日（金）までに通知する。
- 29 苦情申立て
- 本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室、電話03-6257-1537（直通））に対して苦情を申し立てることができる。
- 30 関連情報を入手するための照会窓口  
上記5に同じ。
- 31 その他
- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊契約書（案）を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
- (3) 申請書、資料又は技術提案書等に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札者決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。
- (5) 本工事に共同企業体として申請を行った場合は、構成する者は、単体有資格者として申請を行うことができない。
- (6) 第1回目の入札が不落になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から指示する。
- (7) 落札となるべき同じ評価値の入札をした者が2人以上あるときは、文部科学省電子入札システム運用基準の5-4「くじになった場合の取扱い」による。
- (8) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (9) 本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。この数量書に対する質問がある場合においては、次により提出するものとする。なお、入札説明書等に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。また、数量書に対する質問において、数量の差異等に係わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も合わせて提出するものとする。
- ① 提出期限 令和7年7月1日（火）から令和7年9月8日（月）まで。
- ② 提出方法 文部科学省電子入札システム  
(運用時間をポータルサイトにて確認すること。)
- ③ 質問内容及び回答内容閲覧期間  
令和7年9月12日（金）から令和7年9月17日（水）まで。  
(文部科学省電子入札システムにより閲覧に供すること。)
- 紙による提出を希望する場合は、次によること。
- ① 提出期限 令和7年7月1日（火）から令和7年9月8日（月）まで。  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の9時00分から17時00分まで。
- ② 場所 上記5に同じ
- ③ 提出方法 別紙質問書様式により shisetsukeiyaku.adm@tmd.ac.jp へ 電子

メールの添付ファイルで送信すること。送信後、電話で上記 5 へ送信した旨、必ず連絡すること。

④ 質問内容及び回答内容閲覧期間

令和 7 年 9 月 12 日(金)から令和 7 年 9 月 17 日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで。(上記 5 にて閲覧に供すること。)

- (10) 本工事を施工するために締結した下請契約において、受注者は原則として社会保険等未加入建設業者を下請契約(受注者が直接契約締結するものに限る。)の相手方としてはならない。社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とした場合には、制裁金の請求及び指名停止措置要領に基づく指名停止等を行う場合がある。
- (11) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。
- (12) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。
- ① システム操作・接続確認等の問合せ先  
文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話：0570-001184
  - ② IC カードの不具合等発生の問合せ先  
取得している IC カードの認証機関  
ただし、申請書又は入札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は、上記 5 に連絡すること。

## 工事名：東京科学大学(湯島)A棟6階手術室改修Ⅱ期機械設備工事

## 加算点付与に関する評価項目及び評価基準

## &lt;加算点&gt;

評価項目		評価基準	配点	満点		
企業の信頼性・社会性	(1)ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況	ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する以下の(1)～(4)のいずれかの区分における認定の有無(複数の区分での合算は可能とするが、最大3点まで。) <p>(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定)等 ・認定段階1(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。)=1点 ・認定段階2(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。)=2点 ・認定段階3 又は プラチナえるぼし認定=3点 ・行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主) (常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)=1点</p> <p>(2) 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業) ・トライくるみん認定=1点 ・くるみん認定=2点 ・プラチナくるみん認定=3点</p> <p>(3) 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定)=1点</p> <p>(4) 外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。 (相当する各認定等に準じて評価する)=最大3点</p> <p>※共同企業体の場合、各構成員が単体で申請した場合に認められる点数を出資割合で加重平均した値を、共同企業体としての点数とする。</p>	左記による	3.0	
			上記に該当する認定等を有しない。	0.0		
企業の高度な技術力	②VE提案とVE提案に基づく施工計画	性能等	機能性・耐久性に資する提案	優：適切であり、非常に優れた工夫が見られる。 10.0 良+：適切であり、優れた工夫が見られる。 7.5 良：適切であり、工夫が見られる。 5.0 良-：適切であるが、あまり加点すべき工夫が見られない。 2.5 可：適切であるが、特に加点すべき工夫が見られない。 0.0 不採用：VE提案は不採用 0.0	10.0	
		社会的要請	手術機能を継続するための特別な安全対策に関する提案	優：適切であり、非常に優れた工夫が見られる。 10.0 良+：適切であり、優れた工夫が見られる。 7.5 良：適切であり、工夫が見られる。 5.0 良-：適切であるが、あまり加点すべき工夫が見られない。 2.5 可：適切であるが、特に加点すべき工夫が見られない。 0.0 不採用：VE提案は不採用 0.0	10.0	
	③工事全般の施工計画	施工上考慮すべき事項等の技術的所見		優：適切であり、非常に優れた工夫が見られる。 20.0 良+：適切であり、優れた工夫が見られる。 15.0 良：適切であり、工夫が見られる。 10.0 良-：適切であるが、あまり加点すべき工夫が見られない。 5.0 可：適切であるが、特に加点すべき工夫が見られない。 0.0 不適切：施工計画が、不適切である。 欠格	20.0	
合計点				43.0		

## 入札を無効とする工事費内訳書について

1 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2) 内訳書とは無関係な書類である場合
	(3) 他の工事の内訳書である場合
	(4) 白紙である場合
	(5) 内訳書に押印が欠けている場合(電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。)
	(6) 内訳書が特定できない場合
	(7) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 内訳の記載が全くない場合
	(2) 入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合
	(2) 発注案件名に誤りがある場合
	(3) 提出業者名に誤りがある場合
	(4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合	

別 表 3

## 入札保証金の納付等又は書類の確認事項

	(1)	入札保証金の全部又は一部が納付されていない場合
1. 未納付であると認められる場合(未納付であると同視できる場合を含む)	(2)	他の工事の入札保証金である場合
	(3)	入札保証金が特定できない場合
2. 書類に記載すべき事項が欠けている場合	(1)	入札保証金の記載が全くない場合
	(2)	押印が欠けている場合
	(3)	様式を満たしていない場合
	(4)	白紙である場合
3. 書類に記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	入札案件名に誤りがある場合
	(3)	納付業者名に誤りがある場合
4. その他未納付又は書類に不備がある場合		

## ○国立大学法人東京科学大学競争加入者心得

令和 6 年 10 月 1 日  
会計事務総括責任者決定

### (趣旨)

第 1 国立大学法人東京科学大学（以下「大学」という。）で発注する工事、製造若しくは役務の請負契約又は物品の供給契約に係る一般競争及び指名競争を行う場合における入札その他の取扱いについては、国立大学法人東京科学大学会計規則（令和 6 年規則第 64 号）その他の諸規則及び国立大学法人東京科学大学工事請負等契約細則（令和 6 年細則第 44 号）に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

### (競争加入者の資格)

第 2 一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）は、次項及び第 3 項に該当しない者であって、会計責任者が競争に付する都度別に定める資格を有するものでなければならない。

2 会計責任者は、売買、貸借、請負その他の契約につき一般競争に付するときは、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人（契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
- 二 破産者で復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

3 会計責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 2 年間一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき、過大な額で行った者
- 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

### (入札保証金)

第 3 競争加入者は、入札公告、公示又は指名通知において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに、その者の見積る

入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

(入札保証金に代わる担保)

第 4 第 3 に規定する入札保証金に代わる担保の種類及び担保の価値は別表に掲げるとおりとする。

(入札保証金等の納付)

第 5 競争加入者は、入札保証金を入札保証金納付書に添えて、金銭出納担当者に提出しなければならない。

第 6 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が国債に関する法律（明治 39 年法律第 34 号）の規定により登録された国債又は社債等登録法（昭和 17 年法律第 11 号）の規定により登録された地方債であるときは、当該国債又は地方債に質権設定の登録手続をし、かつ、登録済通知書又は登録済書を入札保証金納付書に添付して、金銭出納担当者に提出しなければならない。

第 7 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第 4 による別表のケに規定する定期預金債権であるときは、当該債権に質権を設定し、かつ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は会計責任者が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を入札保証金納付書に添付して、金銭出納担当者に提出しなければならない。

第 8 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第 4 による別表のコに規定する金融機関の保証であるときは、当該保証を証する書面を入札保証金納付書に添付して、金銭出納担当者に提出しなければならない。

第 9 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第 6 、第 7 及び第 8 に規定するもの以外のものであるときは、当該担保を入札保証金納付書に添付して、金銭出納担当者に提出しなければならない。

第 10 競争加入者は、第 5 から第 9 までの規定により、入札保証金及び入札保証金納付書等を提出するときは、担当職員の確認を受けたのち、これを封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に、入札保証金が現金であるときはその金額、入札保証金として提供する担保が国債その他の有価証券等であるときは有価証券等の種類、有価証券の額面金額の種類ごとの枚数及び額面総額又は質権設定金額その他担保の種類に応じ必要な事項並びに競争加入者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を明記するものとする。

第 11 競争加入者は、保険会社との間に大学を被保険者とする入札保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を会計責任者に提出しなければならない。

(入札保証金等の還付)

第 12 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時これを還付し、契約の相手方となるべき者に対しては契約書をとりかわした後（契約書を作成しないときは、契約事項の履行を開始した後）にこれを還付するものとする。

(入札保証金の法人帰属)

第13 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、契約の相手方となるべき者が当該契約を結ばないときは、大学に帰属するものとする。

(入札)

第14 競争加入者は、契約書案、図面、仕様書、現場説明書等を熟覧し、暴力団排除に関する誓約事項（別添）に同意の上、入札しなければならない。この場合において、契約書案、図面、仕様書、現場説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

第15 競争加入者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 競争加入者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の競争加入者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 競争加入者は、落札者の決定前に、他の競争加入者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

4 競争加入者は、競争参加資格等審査委員会が実施する公正な入札の確保のための調査への協力を求められたときは、その求めに応じなければならない。

(入札辞退)

第16 競争加入者のうち、入札を辞退しようとする者は、次の各号に掲げるところにより、入札を辞退することができる。

一 入札執行前にあっては、入札辞退書（別紙第1号様式）を会計責任者に直接持参又は郵送（入札執行日の前日までに到達するものに限る。）により提出するものとする。なお、電子入札システムにより入札を辞退しようとする者は、入札辞退届を入力画面上において作成の上、提出することができる。

二 入札執行中にあっては、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、会計責任者に直接提出するものとする。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な扱いを受けるものではない。

(代理人)

第17 競争加入者又はその代理人は、当該入札に参加する他の競争参加者の代理人となることはできない。

第18 競争加入者は、第2第2項及び第3項の規定に該当する者を競争加入者の代理人とすることはできない。

(入札場の自由入退場の禁止)

第19 入札場には、競争加入者又はその代理人並びに入札執行事務に關係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び第33の立会い職員以外の者は入場することができない。

第20 競争加入者又はその代理人は、入札開始時刻以後においては、入札場に入場することができない。

第21 競争加入者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員に一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（一般競争入札の場合に限るものとし、写真機、複写機等を使用した機械的な方法によるほぼ原寸大の鮮明な複写物によることができる。）及び身分証明書並びに代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状（別紙第2号様式）を提示又は提出しなければならない。

第22 競争加入者又はその代理人は、会計責任者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

第23 入札場において、公正な執行を妨げようとした者は、入札場から退場させるものとする。

第24 入札場において、公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者は、入札場から退場させるものとする。

（入札書の提出）

第25 競争加入者は、入札書を作成し、当該入札書を封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に競争加入者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）及び請負に付される工事、製造若しくは役務の表示又は供給すべき物品名を表記し、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに、その入札執行場所に提出しなければならない。なお、電子入札システムにより入札しようとする競争加入者は、入札書を入力画面上において作成し、入札公告、公示又は通知書に示した日時までに電子入札システムにより提出するものとする。

2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合若しくは不穏の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事實を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があるものとする。

第26 入札書は、書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、会計責任者あての親筆で提出しなければならない。

第27 第26の入札書は、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに到達しないものは無効とする。

第28 代理人が入札する場合は、入札書に競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しておかなければならない。

2 代理人が電子入札システムにより入札する場合は、代理人による電子署名がされ、有効な証明書を付さなければならない。

（入札書の記載事項の訂正）

第29 競争加入者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。

（入札書の引換え等の禁止）

第30 競争加入者は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

(競争入札の延期又は廃止)

第3 1 会計責任者は、競争加入者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

(無効の入札)

第3 2 次の各号のいずれかに該当する入札書は、これを無効のものとして処理する。

- 一 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- 二 指名競争の場合において、指名をしていない者の提出した入札書
- 三 請負に付される工事、製造若しくは役務の表示又は供給すべき物品名の表記、入札金額の記載のない入札書
- 四 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記載及び押印のない又は判然としない入札書（電子入札システムによる場合は、電子証明書を取得していない者の提出した入札書）
- 五 代理人が入札する場合における競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書（記載のない又は判然としない事項が競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）（電子入札システムによる場合は、電子証明書を取得していない者の提出した入札書）
- 六 請負に付される工事、製造若しくは役務の表示又は供給すべき物品名の表記に重大な誤りのある入札書
- 七 入札金額の記載が不明確な入札書
- 八 入札金額を訂正したものでその訂正について印の押していない入札書
- 九 納付した入札保証金の額が入札金額の 100 分の 5 に達しない場合の当該入札書
- 十 入札公告、公示又は指名通知において示した入札書の受領最終日時までに到達しなかった入札書
- 十一 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- 十二 その他入札に関する条件に違反した入札書

(開札)

第3 3 開札は、競争加入者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に係る職員を立ち会わせてこれを行う。

(落札者の決定)

第34 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし、総合評価落札方式の場合については、この限りではない。

第35 予定価格が1,000万円を超えるものについては、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。この場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる申込みをした者は、会計責任者の行う調査に協力しなければならない。

第36 予定価格が1,000万円を超えるものについて、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。

第37 第35及び第36の規定により契約の相手方を決定したときは、他の入札をした者に入札結果を通知する。

(再度入札)

第38 開札をした場合において、競争加入者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。ただし、郵送による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、会計責任者が指定する日時において再度の入札を行う。

(同価格の入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第39 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、電子入札システムの備える電子くじを用いて落札者を決定する。ただし、電子入札システムによらない入札をした者があるときは、紙くじを用いて落札者を決定することができる。この場合において、当該入札をした者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に關係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

(契約書の作成)

第40 契約書を作成する場合においては、落札者は、電子契約システムを使用し、又は会計責任者から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の日から14日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、会計責任者が合理的と認める期間）に契約書の取りかわしを行うものとする。

第41 落札者が第40に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(請書等の提出)

第42 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、第40に定める期間内に請書その他これに準ずる書面を会計責任者に提出しなければならない。

ただし、会計責任者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。

(契約保証金の納付等)

第43 契約の相手方は、入札公告、公示又は指名通知において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、指定の期日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

第44 契約の相手方は、契約保証金を契約保証金納付書に添えて、金銭出納担当者に納付しなければならない。

第45 契約保証金に代わる担保の種類、価値及び提供の手続きは、入札保証金に代わる担保に関する定めを準用する。

第46 契約保証金として納付する担保が保証事業会社の保証であるときは、当該担保の価値は保証金額とし、契約の相手方は、当該保証を証する書面を契約保証金納付書に添付して、会計責任者に提出しなければならない。

第47 契約の相手方は、保険会社との間に大学を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を会計責任者に提出しなければならない。

第48 契約の相手方は、公共工事履行保証証券による保証を付する場合には、当該保証を証する証券を会計責任者に提出しなければならない。

第49 落札者は、契約上の義務履行前に契約保証金に代わる担保として提供した小切手がその呈示期間を経過することとなり、又は契約保証金に代わる担保として提供した手形がその満期になるときは、当該小切手又は手形に代わる契約保証金を納付しなければならない。ただし、金銭出納担当者が、これらの有価証券の取立て及び当該取立てに係る現金の保管をした場合はこの限りでない。

(契約保証金の法人帰属)

第50 落札者が納付した契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、これを納付又は提供した者が契約上の義務を履行しないときは、大学に帰属するものとする。

(契約保証金の還付)

第51 契約保証金又は契約保証金の担保は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金又は契約保証金に代わる担保を返還する事由が生じたときは、これを還付する。

(異議の申立)

第52 入札をした者は、入札後、この心得、図面、仕様書、現場説明書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

附 則

- 1 この心得は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 次に掲げる心得は、廃止する。

- 一 国立大学法人東京工業大学競争加入者心得(平成 16 年 4 月 1 日学長裁定)
- 二 競争加入者心得 (平成 16 年 4 月 1 日制定)

別表

区分	種類	価値
ア	国債	債権金額
イ	政府保証債権	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
ウ	銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
エ	日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券でイ以外のもの	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
オ	地方債	債権金額
カ	会計責任者が確実と認める社債	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
キ	銀行又は会計責任者が確実と認め る金融機関（出資の受入れ、預り 金及び金利等の取締りに関する法 律（昭和29年法律第195号）第3条 に規定する金融機関をいう。以下 同じ。）が振り出し又は支払を保 証した小切手	小切手金額
ク	銀行又は会計責任者が確実と認め る金融機関が引き受け、又は保証 若しくは裏書をした手形	手形金額（当該手形の満期の日が当 該手形を提供した日の一月後である ときは提供した日の翌日から満期の 日までの期間に応じ当該手形金額を 一般の金融市場における手形の割引 率によって割り引いた金額）
ケ	銀行又は会計責任者が確実と認め	債権証書記載の債権金額

	る金融機関に対する定期預金債権	
□	銀行又は会計責任者が確実と認め る金融機関の保証	保証金額

別紙第1号様式

入札辞退書

件名

このたび、都合により入札を辞退いたします。

年月日

国立大学法人東京科学大学 御中

競争加入者

住 所  
会 社 名  
職 名  
氏 名

別紙第2号様式の1（社員等が入札の都度競争加入者の代理人となる場合）

年　　月　　日

委　　任　　状

国立大学法人東京科学大学　御中

委任者（競争加入者）

[住所]

[名称又は商号]

[代表者の氏名]

私は、　　　　　　を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

年　　月　　日　　国立大学法人東京科学大学において行われる「  
」の入札及び見積に関する一切の件

受任者（代理人）使用印鑑



別紙第2号様式の2（支店長等が競争加入者の代理人となる場合）

年　　月　　日

委　　任　　状

国立大学法人東京科学大学　御中

委任者（競争加入者）

〔住所〕

〔名称又は商号〕

〔代表者の氏名〕

私は、下記の者を代理人と定め、貴法人との間における下記の一切の権限を委任します。

記

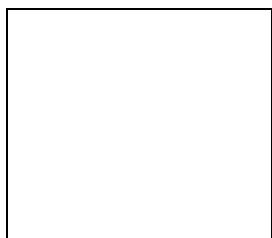
受任者（代理人）　　〔住所〕  
〔名称又は商号〕  
〔代表者の氏名〕

委任事項

- 1　入札及び見積に関する件
- 2　契約締結に関する件
- 3　入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
- 4　契約の履行及び取り下げに関する件
- 5　契約代金の請求及び受領に関する件
- 6　復代理人の選任に関する件

委任期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

受任者（代理人）使用印鑑



別紙第2号様式の3（支店等の社員等が入札の都度競争加入者の復代理人となる場合）

年　　月　　日

委　　任　　状

国立大学法人東京科学大学　御中

委任者（競争加入者の代理人）

〔住所〕

〔名称又は商号〕

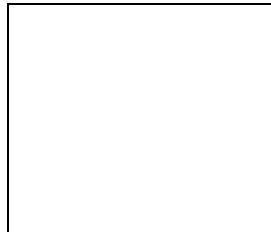
〔代表者の氏名〕

私は、　　　　　　を　　　　　　の復代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

年　　月　　日　　国立大学法人東京科学大学において行われる「  
」の入札及び見積に関する一切の件

受任者（復代理人）使用印鑑



## 別添

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、入札書の提出をもって誓約いたします。

## 最低基準価格を下回った場合の取扱いについて

1 国立大学法人東京科学大学工事請負等契約細則（令和6年細則第44号）第10条の規定に基づく最低基準価格を下回る価格（入札書に記載された金額に消費税等相当額を加えた額）で入札を行った者に対し、国立大学法人東京科学大学契約事務取扱規程（令和6年規程第79号）第21条第1項の調査（低入札価格調査）を実施する。

ここで、最低基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) (統一基準における) 直接工事費の額に10分の9.63を乗じて得た額
- (2) (統一基準における) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) (統一基準における) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) (統一基準における) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、国立大学法人東京科学大学契約事務取扱規程第21条第1項の規定に基づき調査を実施する。

3 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事附近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 経営内容
- (11) (1)から(10)までの事情聴取した結果についての調査確認
- (12) (9)の公共工事の成績状況
- (13) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）
- (14) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
- (15) その他必要な事項

4 低入札価格調査の対象者のうち、その者の申し込みに係る価格の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たないものに対しては、低入札価格調査の実施に際し、特に重点的な調査（特別重点調査）を実施する。

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
75%	70%	70%	30%

なお、本工事においては「低入札価格調査対象者の申込みに係る価格の積算内訳」及び「予定価格の積算内訳」である同表上欄に掲げる費用のうち、「直接工事費の額」は、直接工事費からその10分の1を減じた額とし、「現場管理費の額」は現場管理費に直接工事費から減じた直接工事費の10分の1を加えた額として、特別重点調査の要否を判断する。

ただし、発注者へ提出する低入札価格調査対象者の申込みに係る価格の積算内訳は公共建築工事積算基準（統一基準）に基づき作成すること。

5 3に基づく調査の内容のうち、特に次の内容について重点的に調査を行うため、4に定める特別重点調査の対象者は、原則として、特別重点調査を行う旨の連絡を受けた日の翌日から起算して7日以内に、次に定める様式による資料及びその添付書類を、別添の「特別重点調査資料等作成要項」に基づき資料を作成の上、提出すること。（様式集については、調査対象となった場合のみ配布するものとする。）

- (1) 当該価格で入札した理由（様式1）
- (2) 積算内訳書（様式2-1、様式2-2、様式2-3、様式3）
- (3) 下請予定業者等一覧表（様式4）
- (4) 配置予定技術者名簿（様式5）
- (5) 手持ち工事の状況（様式6-1、様式6-2）
- (6) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式7）
- (7) 手持ち資材の状況（様式8-1）
- (8) 資材購入予定先一覧（様式8-2）
- (9) 手持ち機械の状況（様式9-1）
- (10) 機械リース元一覧（様式9-2）
- (11) 労務者の確保計画（様式10-1）
- (12) 工種別労務者配置計画（様式10-2）
- (13) 建設副産物の搬出地（様式11）
- (14) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式12）
- (15) 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式13-1）
- (16) 品質確保体制（品質管理計画書）（様式13-2）
- (17) 品質確保体制（出来形管理計画書）（様式13-3）

- (18) 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式 14-1）
- (19) 安全衛生管理体制（点検計画）（様式 14-2）
- (20) 安全衛生管理体制（仮設設置計画）（様式 14-3）
- (21) 安全衛生管理体制（交通誘導員設置計画）（様式 14-4）
- (22) 誓約書（様式 15）
- (23) 施工体制台帳（様式 16）
- (24) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式 17）

6 必要に応じ、5で求めた資料の説明資料の提出を求めることがある。

7 特別重点調査の対象者は、契約の内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができる。

8 5で求めた資料については、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、5で求めた資料の補正等を行うべき旨の教示を受けた場合は、所定の期限までに原則として1回に限り再提出等を行うことができる。

9 5で求めた資料の提出後、速やかに、入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認するため、入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行う。なお、事情聴取の日時及び場所は対象となる者に追って通知する。

10 特別重点調査は、最高の評価値をもって入札した者のほか、4の基準に該当する複数の者について並行して行うことがある。この場合、調査の対象者は、これに協力しなければならない。

11 5及び6の資料を期限までに提出しない場合又は9の事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、競争加入者心得第35の規定に違反するものとして入札を無効とする。また、受注者が資料等を提出せず、又は事情聴取に応じなかった場合には、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号大臣官房文教施設企画部長通知。以下「指名停止措置」という。）別表第二第15号に該当することがある。

12 特別重点調査の対象者が当該調査において虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は13に記載する重点的な監督の結果内容と入札時の特別重点調査の内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、工事成績評定に厳格に反映するとともに指名停止措置を講ずることがある。

13 特別重点調査で提出された資料等は、契約締結後に監督職員に引き継ぐものとし、監督職員が施工体制台帳及び施工計画書の内容についてヒアリングを行った結果、そ

れらが特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認を行う。

- 14 特別重点調査において、その見積もった施工費用の額を下回る価格で受注する意思を示した入札者がある場合は、公正取引委員会にその意思を示した入札者に関する情報、その見積もった施工費用の額、「特別重点調査資料等作成要項」様式15による誓約書など関係情報の通報を行う。また、その見積もった施工費用の額を下回る価格で受注した者がある場合は、その受注者に関する情報、受注者の見積もりによる施工費用の額等を文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室において、掲示し又は閲覧に供する方法により（閲覧場所を設け、又はインターネット閲覧に供することをいう。）公表する。
- 15 特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金額の10分の3以上とし、前金払の割合については請負代金額の10分の2以内とする。なお、この場合においては、工事請負契約書別記工事請負契約基準第5第3項及び第8項中「10分の1」を「10分の3」とし、同基準第36条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第6項、第7項及び第8項もこれに準じて割合を変更する。
- 16 特別重点調査の結果は、公表することがある。

## 特別重点調査資料等作成要領

### 作成要領（各様式共通）

1. 入札者は、国立大学法人東京科学大学（以下、「本学」という。）があらかじめ指定した期日までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、本学が記載要領に従つた記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、入札者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）。
4. 本学が、発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、必要に応じ、各様式ごとに提出すべきことを記した添付書類以外にも、入札者によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかを判断するために別途の説明資料の提出を求めることがある。

### 様式1 当該価格で入札した理由

#### 記載要領

1. 当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から記載する。
2. 直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、自社が入札した価格で施工可能な理由を具体的に記載するとともに、各理由ごとに、その根拠となるべき以下の様式の番号を付記する（以下の様式によって自社が入札した価格で施工可能な理由が計数的に証明されない場合は、本様式又は添付書類において計数的説明を行うものとする。）。
3. なお、当該価格で入札した結果、安全で良質な施工を行うことは当然である。

### 様式2－1 積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①

#### 記載要領

1. 設計図書に対応する内訳書とする。
2. 以下の様式に記載する内容と矛盾のない内訳書とする。
3. 契約対象工事の施工に当たって必要となるすべての費用を計上しなければならないものとし、発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用（例えば、本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用）についても計上するものとする。
4. 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならないものとし、具体的には、過去1年以内の取引実績に基づく下請予定業者（入札者が直接工事を請け負わせることを予定する下請負人をいう。以下同じ。）等の見積書、自社の資機材や社員の活用を予定する場合は原価計算に基づく原価等を適切に反映させた合理的かつ現実的なものとする。

5. 自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上するものとし、一般管理費等には計上しないものとする。
6. 現場管理費の費目には、別表に示す租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費などを適切に計上するものとする。  
このうち、様式5に記載する技術者及び様式14-4に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上とする。
7. 一般管理費等の費目には、別表に示す法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上するものとする。
8. 入札者の申込みに係る金額が、契約対象工事の施工に要する費用の額（上記3の定めに従って計上したもの）を下回るときは、その下回る額を不足額として一般管理費等の金額に計上する。
9. 工事の施工に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」等の名目による金額計上は行わないものとする。
10. VE提案等によるコスト縮減を見込んでいる場合は、様式3に縮減のための施策と工種毎の縮減額を記載する。

#### **添付書類**

1. 本様式に記載する現場管理費のうち、記載要領6により別計上とした技術者及び自社社員の交通誘導員に対する過去3月分の給与支払額等が確認できる給与明細書又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第108条の規定に基づく賃金台帳の写し及び過去3月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し等を添付する。
2. 上記1の添付書類のほか、下請予定業者や納入予定業者の見積書など積算根拠を示すもの（取引実績や購入原価等に裏付けられたもの）を添付する。ただし、以下の様式及び添付書類によって積算根拠や取引実績等の裏付けが確認できる場合は、本様式の添付書類として添付することを要しない。  
(注) 本様式は、積算内訳書として提出するものとする。

#### **様式2-2 内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②**

##### **記載要領**

1. 本様式は、様式2-1に対する明細を記載する。更なる明細が必要な場合は、本様式を使用することによるものとする。
2. 直接工事費だけでなく、共通仮設費及び現場管理費についても、本様式による明細を作成する。  
(注) 本様式は、内訳書に対する明細書として提出するものとする。

#### **様式2-3 一般管理費等の内訳書**

##### **記載要領**

1. 本様式は、一般管理費等の内訳明細を記載する。
2. 本様式には、少なくとも、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費に係る項目別の金額を明示する。

### 様式3 VE提案等によるコスト縮減額調書

#### 記載要領

1. コスト縮減前及びコスト縮減後の単価をそれぞれ記載する。

(例) 購入土○ × △△ = ▲▲▲ (単価○○円/m<sup>3</sup>)

発生土◇ × ■■ = □□□ (単価○○円/m<sup>3</sup>)

◆◆m<sup>3</sup>を削減

2. 記載例の場合、A-B間の距離、想定ルート、想定移動時間等を記載する。

### 様式4 下請予定業者等一覧表

#### 記載要領

1. 下請予定業者、直接納入を受けようとする資材業者や機械リース会社について会社単位で記載するとともに、契約対象工事において使用を予定する自社保有の資機材や労務者についても記載する。
2. 下請予定業者が担当工事において使用する予定の機械経費、労務費、資材費、その他費用の区別の金額内訳を記載する。
3. 使用を予定する手持ち資材については様式8-1、購入予定の資材については様式8-2、使用を予定する手持ち機械については様式9-1、直接リースを受ける予定の機械については様式9-2、確保しようとする労務者については様式10-1に対応した内容とする。

#### 添付書類

1. 本様式に記載したすべての下請予定業者について、その押印した見積書（建設業法（昭和24年法律第100号）第20条に基づき、機械経費、労務費、資材費、その他費用の区別の経費内訳を明らかにしたもの）を添付する。
2. 上記1の見積書に係る機械経費、労務費、資材費、その他費用の区別の経費内訳ごとの金額が、過去1年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額に基づいた合理的かつ現実的なものであることを明らかにする当該工事の経費内訳を明らかにした見積書や契約書等の書面を添付する（当分の間、労務費について添付する書面は、上記の見積書や契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が労務者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）。

### 様式5 配置予定技術者名簿

#### 記載要領

1. 配置を予定する主任技術者又は監理技術者及び現場代理人について記載する。

#### 添付資料

1. 本様式に記載した技術者等が自社社員であることを証明する健康保険証等の写しを添付する。
2. 記載した技術者等が必要な資格を有することを証明する書面の写しを添付する。

### 様式6-1 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）

#### 記載要領

1. 本様式は、契約対象工事現場付近（半径10km程度）の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費

の縮減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。

2. 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。

#### 添付資料

1. 本様式に記載した手持ち工事の場所と契約対象工事現場との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事現場までの距離及び連絡経路が分かるようにする。
2. 当該手持ち工事に関する契約書等の写しを添付する。

### 様式 6－2 手持ち工事の状況（対象工事関連）

#### 記載要領

1. 本様式は、契約対象工事と同種又は同類の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。
2. 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。

#### 添付資料

当該手持ち工事に関する契約書等の写しを添付する。

### 様式 7 契約対象工事現場と入札者の事務所、倉庫等との関係

#### 記載要領

1. 本様式は、入札者の事務所、倉庫等のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものについて作成する。
2. 当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより、契約対象工事に関する現場事務所、倉庫、資材保管場所等に係る営繕費や資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など、どの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。

#### 添付書類

1. 本様式に記載した入札者の事務所、倉庫等と契約対象工事現場との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事現場までの距離及び連絡経路が分かるようになる。
2. 本様式に記載した入札者の事務所、倉庫等の存在及び権原を証明する登記関係書類又は賃借権を定めた契約書等の写しを添付する。

### 様式 8－1 手持ち資材の状況

#### 記載要領

1. 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち資材について記載する。
2. 「単価（原価）」の欄には、手持ち資材の原価を記載する（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）。  
例えば、使い切りの材料等については調達時の価格を、繰り返しの使用を予定する備品等については摩耗や償却を適切に見込んだ価格を記載する。

3. 「調達先（時期）」の欄には、手持ち資材を調達した際の調達先とその時期を記載する。

#### 添付書類

1. 本様式に記載した手持ち資材について、その保有を証明する帳簿の写し及び写真（契約対象工事に使用予定である旨を記載した予約書を当該資材固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び資材全体が分かるように撮影したもの。）を添付する。
2. 本様式に記載した手持ち資材について、調達時の価格が確認できる契約書等の写しを添付する。

### 資料 8－2 資材購入予定先一覧

#### 記載要領

1. 「単価」の欄には、購入予定業者から資材の納入を受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
2. 「購入先名」の「入札者との関係」欄には、入札者と購入予定業者との関係を記載する。  
（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等  
また、取引年数を括弧書きで記載する。
3. 手持ち資材以外で自社製品の資材の活用を予定している場合についても本様式に記載するものとし、「単価」の欄に自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去1年以内のものに限る。）を、「購入先名」の欄に当該製造部門に関する事項を、それぞれ記載する。

#### 添付書類

1. 購入予定業者が押印した見積書及びその購入予定業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
2. 本様式の「購入先名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。
3. 自社製品の資材の活用を予定している場合は、本様式に記載した資材を製造していることを確認できる書面のほか、自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去1年以内のものに限る。）など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

### 様式 9－1 手持ち機械の状況

#### 記載要領

1. 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち機械について記載する。
2. 「単価（原価）」の欄は、手持ち機械の使用に伴う原価を記載する（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）。  
例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む。）を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額を記載する。

#### 添付書類

1. 本様式に記載した手持ち機械について、その保有を証明する機械管理台帳等の写し及び写真（契約対象工事に使用予定である旨を記載した出荷伝票を当該機械固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び機械全体が分かるように撮影したもの。）を添付する。
2. 過去1年間の稼働状況など、本様式に記載した手持ち機械が契約対象工事で使用可能な管理状態に

あることを明らかにした書面を添付する。

3. 本様式に記載した手持ち機械について、原価の算定根拠を明らかにした書面並びに固定資産税（償却資産）に係る課税台帳登録事項証明書や納税申告における種類別明細書など手持ち機械に係る所有者の氏名・名称及び住所、所在地、種類、数量、取得時期、取得価格、評価額等の明細が明らかにされた書面及び当該年度の減価償却額（当該機械に加えられた大規模補修に伴う追加償却に係るものも含む。）を明らかにした書面を添付する。

## 様式 9－2 機械リース元一覧

### 記載要領

1. 本様式は、入札者が直接機械のリースを受けようとする予定業者について作成する。
2. 「単価」の欄には、機械リース予定業者からリースを受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
3. 「リース元名」の「入札者との関係」欄には、入札者と機械リース予定業者との関係を記載する。  
（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等  
また、取引年数を括弧書きで記載する。
4. 手持ち機械以外で自社の機械リース部門からのリースを予定している場合についても本様式に記載するものとし、「単価」の欄に、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価（例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む。）を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額。）（いずれも過去1年以内のものに限る。）等合理的かつ現実的な額を、「リース元名」の欄に当該機械リース部門に関する事項を、それぞれ記載する。

### 添付書類

1. 機械リース予定業者が押印した見積書及びその予定業者の取引実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
2. 本様式の「リース元名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。
3. 自社の機械リース部門からのリースを予定している場合は、本様式に記載した機械をリースしていることを確認できる書面のほか、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価（いずれも過去1年以内のものに限る。）など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

## 様式 10－1 労務者の確保計画

### 記載要領

1. 自社労務者と下請労務者とを区別し、自社労務者については労務単価、員数とも（ ）内に外書きする。
2. 「労務単価」の欄には、経費を除いた労務者に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。  
自社労務者に係る労務単価については、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合にあっても、当該自社労務者に支払う予定の賃金の額を記載する。
3. 「員数」の欄には、使用する労務者の延べ人数を記載する。

4. 「下請会社名等」の欄には、労務者を使用する下請会社名、入札者と当該下請会社との関係を記載する。

(例) 協力会社、同族会社、資本提携会社等

また、取引年数を括弧書きで記載する。

#### 添付書類

1. 本様式に記載した自社労務者が自社社員であることを証明する書面及び過去3月分の支払給与実績等が確認できる給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。
2. 自社労務者を資格の保有が必要な職種に充てようとするときは、その者が必要な資格を有していることを証明する書面を添付する。
3. 下請予定業者が使用する労務者に係る労務単価の見積額が、合理的かつ現実的な金額であることを明らかにした書面は、様式4の添付資料として提出する。

### 様式10-2 工種別労務者配置計画

#### 記載要領

1. 本様式には、様式10-1の計画により確保する労務者の配置に関する計画を記載する。
2. 「配置予定人数」欄は、毎年度国土交通省が発表する「公共工事設計労務単価」の50職種のうち必要な職種について記載する。

#### 添付書類

本様式に記載した自社労務者の職種ごとの配置計画を添付する。

### 様式11 建設副産物の搬出地

#### 記載要領

1. 契約対象工事で発生するすべての建設副産物について記載する。
2. 「受入れ価格」の欄には、建設副産物の受入れ予定会社が受け入れる予定の金額で、当該会社の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

#### 添付書類

1. 受入れ予定会社が押印した受入れ承諾書を添付する。
2. 受入れ予定会社が押印した見積書及びその受入れ予定会社の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

### 様式12 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書

#### 記載要領

1. 本様式は、様式11に記載した建設副産物の搬出、工事現場への資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に関する事項のうち、入札者が直接運搬に関する契約を締結しようとする運搬予定者に係るものについて記載する。
2. 「運搬予定者」の欄には、入札者が運搬を直接委託する予定の相手方を記載する。

3. 本様式の作成に当たっては、建設副産物の搬出、資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に区分して記載するものとし、それぞれの記載の間に空白行を設けるものとする。
4. 様式 1-1 に記載した建設副産物の搬出については、建設副産物及び受入れ予定箇所ごとの運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、様式 1-1 に記載した建設副産物の受入れ予定箇所を記載する。
5. 資材等の搬入については、契約対象工事における資材等の使用目的ごとに運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、当該資材等を用いる工事内容の予定を記載する。
6. 仮置き場との間の土砂運搬等については、土砂等の仮置き場ごとに運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、土砂等の仮置き場の予定地を記載する。
7. 「運搬予定者への支払予定額」の欄には、入札者が「運搬予定者」欄に記載の者と締結する予定の契約における単価で、当該運搬予定者が取引した実績（過去 1 年以内の受入れ実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

#### 添付書類

1. 建設副産物の種類及び受入れ予定箇所ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付する。
2. 搬入する資材等の種類及び搬出元ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付する。
3. 仮置き場との間の土砂運搬等に係る運搬経路が確認できる地図等を添付する。
4. 本様式に記載の運搬予定者が押印した見積書及びその運搬予定者の取引実績（過去 1 年以内の受入れ実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

### 様式 1-3-1 品質確保体制（品質管理のための人員体制）

#### 記載要領

1. 本様式には、工事の品質管理を行うための人員体制全般に関する事項のうち、様式 1-3-2 で記載する品質確保のための各種試験等に要する体制及び様式 1-3-3 で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載する。
2. 「諸費用」の欄は、「実施事項」の欄に記載した品質管理のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）を、「計上した工種等」の欄には様式 2-2 の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。
3. 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払われる予定の賃金の額を記載する。

#### 添付書類

1. 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式 2-2 に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。  
また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確

認できる契約書等の写しを添付する。

2. 本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、入札者（元請）が負担する場合にあっては、「氏名」欄の者に対して「立場」欄の業務を行う対価として支払った過去3月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。

本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に本様式に記載した品質管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等（経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの）を添付する（当分の間、上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）。

### 様式13-2 品質確保体制（品質管理計画書）

#### 記載要領

1. 本様式には、工事の品質確保のための各種試験等に要する体制のうち、様式13-3で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項について記載する。
2. 「諸費用」の欄は、「品質管理項目」の欄に記載した品質管理のための各種試験に要する費用について記載するものとし、当該試験に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該試験に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

#### 添付書類

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2-2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

### 様式13-3 品質確保体制（出来形管理計画書）

#### 記載要領

1. 本様式は、工事の品質確保のために行う出来形管理の検査体制に関する事項について記載する。
2. 「諸費用」の欄には、「出来形管理項目」の欄に記載した出来形管理のための各種検査に要する費用について記載するものとし、当該検査に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該検査に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

#### 添付書類

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2-2に明示されていないときは、「計上し

た工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

#### 様式14-1 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）

##### 記載要領

1. 本様式は、工事に係る安全衛生管理のための教育、訓練等に関する事項について記載する。
2. 「諸費用」の欄は、「実施内容」の欄に記載した教育、訓練等のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）を、「計上した工種等」の欄には様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

##### 添付書類

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2-2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

#### 様式14-2 安全衛生管理体制（点検計画）

##### 記載要領

1. 本様式は、工事に係る安全衛生管理のために行う危険箇所の点検に関する計画について記載する。
2. 「諸費用」の欄は、「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の欄に記載した点検を実施するために要する費用について記載するものとし、当該点検に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該点検に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。
3. 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払う賃金の額を記載する。

##### 添付書類

1. 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2-2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認

できる契約書等の写しを添付する。

2. 本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、入札者（元請）が負担する場合にあっては、「点検実施者」欄の者に対して支払った過去3月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。

本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に本様式に記載した安全衛生管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等（経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの）を添付する（当分の間、上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）。

#### 様式14-3 安全衛生管理体制（仮設設置計画）

##### 記載要領

1. 本様式は、工事に係る安全衛生管理のために行う仮設備の設置に関する計画（仮設備の点検に関する事項を除く。）について記載する。
2. 「設置費用」の欄は、「仮設備の内容」、「数量・単位」及び「設置期間」の欄に記載した仮設備の設置及びその管理に要する費用について記載するものとし、当該設置及び管理に要する費用を積算内訳書上適切に見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該設置及び管理に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。
3. 仮設備の設置に要する諸費用と、その管理に要する諸費用の負担者がそれぞれ異なるときは、「設置費用」の欄を二段書きにする。

##### 添付書類

本様式の「設置費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2-2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

#### 様式14-4 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）

##### 記載要領

1. 本様式は、交通誘導員の配置に要する費用を入札者（元請）が負担する場合、下請予定者が負担する場合のいずれについても作成するものとする。
2. 「単価」の欄には、経費を含まない交通誘導員に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。  
自社社員を交通誘導員に充てる場合の単価については、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含め、当該自社社員に支払う予定の賃金の額を（）内に外書きする。

3. 「員数」の欄には、配置する交通誘導員の人数を記載する。自社社員を交通誘導員に充てる場合は、その員数を（ ）内に外書きする。

#### 添付書類

1. 交通誘導員の派遣を受ける場合にあっては、派遣予定会社が押印した見積書並びにその派遣予定会社の派遣実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
2. 自社社員を交通誘導員に充てる場合にあっては、その者が自社社員であることを証明する書面及び過去3月分の実績給与額等が確認できる給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。
3. 交通誘導員の配置方法、交通規制方法等を明らかにした配置図を添付する。

### 様式15 誓約書

#### 記載要領

1. 本様式は、申込みを行った金額が、様式2-1の積算内訳書に示された施工に要する費用の額を下回る場合に、代表取締役が記名・押印して作成する。
2. 記1の「契約対象工事名」の欄には、特別重点調査の対象となった工事の名称を記載する。
3. 記2の「申込みに係る金額」の欄には、入札者が入札書に記載した金額に消費税等相当額を加えた金額を記載する。
4. 記3の「契約対象工事の施工に要する費用の額」の欄には、様式2-1の積算内訳書に示された施工に要する費用の額（本社経費など契約対象工事による請負代金額以外の原資をもって充てることを予定している金額（いわゆるマイナス金額の一般管理費等）を含む。）（税込み）を記載する。
5. 「〇〇〇円」の部分には、記3の金額から記2の金額を控除して得た金額を記載する。

#### 添付書類

1. 当該年度において、契約対象工事以外の文部科学省所管の発注工事に関し、特別重点調査を経て、入札者の積算における施工に要する費用の額を下回る価格で受注した経歴を有する者は、受注した工事ごとにその下回る価格を記載し、及び直近事業年度の営業利益金額を明らかにした書面を添付する。
2. 直近事業年度の損益計算書の写しを添付する。
3. 本様式の記4に記載する財源の確保方法に関し、その確実性を立証するための書面を添付する。

### 様式17 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

#### 記載要領

1. 本様式は、過去5年間に元請として施工した同種工事の実績について記載する。  
この際、低入札価格調査の対象となった工事の実績を優先して記載するものとし、その数が20を超えるときは、判明している落札率の低い順に20の工事の実績を選んで記載する。
2. 各工事ごとの予定価格、工事成績評定点等を記載する。ただし、予定価格が公表されていない場合、工事成績評定点が通知されていない場合等は、この限りでない。

## 申請書、資料及び技術提案書作成上の注意事項 (入札説明書10(4)による)

申請書及び資料は、申請書及び資料の提出期限の日を基準日として、入札説明書及び次に掲げるところに従い作成すること。なお、書類作成に当たっては、本注意事項のみならず、各様式に記載されている注意書き等も熟読のうえ、作成すること。

### 【I. 申請書及び資料の記入要領】

#### ①競争参加資格確認申請書（様式1）

誓約事項の内容を十分に確認したうえで、様式1により作成すること。

#### ②同種工事の施工実績（様式1・別紙1）

入札説明書7.(4)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を別紙様式1に記載すること。記載する同種工事の件数は1件でよい。

※ 特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）で参加する場合、分担施工方式での工事を予定している場合はすべての構成員が、共同施工方式での工事を予定している場合は代表者が同種工事の施工実績があることを示すこと。（会社名欄には、共同企業体名を記載のうえ、かつて書きで企業名を記載すること。分担施工方式の場合は、適宜シートをコピーして、構成員分の様式を作成すること。）

#### ③配置予定技術者の資格・施工実績（様式1・別紙2）

入札説明書7.(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格、同種工事の施工実績、申請時における配置予定技術者の他工事従事状況等を別紙2に記載すること。記載する同種工事の件数は1件でよい。

なお、配置予定技術者として複数の候補技術者を挙げ、資格、同種工事の施工実績、申請時における配置予定技術者の他工事従事状況等を記載することもできる。その場合は適宜、シートをコピーして作成すること。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった時は、直ちに提出した申請書の取り下げ又は入札の辞退を行うこと。これらの行為を行わずに入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがある。

※（参考）技術者の配置（専任で配置すべき期間等）については、国土交通省ホームページ（<http://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetugyo/index.html>）をご覧下さい。

※ JVで参加する場合、全ての構成員が7.(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者について、別紙2を作成すること。会社名欄の記載方法は②と同様とする。

※ 特例監理技術者を置く場合、「本工事と重複する場合の対応」欄に、兼務先の情報及び専任の監理技術者と同等の職務を遂行できることを確認できる対応を詳細に記載すること。なお、兼務先が、本工事の現場から概ね10km以上離れている場合は、当該特例監理技術者の配置は認めないものとする。

#### ④技術提案書（様式2）

別紙様式2により作成すること。

#### ⑤VE提案とVE提案に基づく施工計画（様式2・別紙1-1・別紙1-2）

別紙1-1及び1-2に記載されている評価項目について、趣旨を踏まえて、「VE提案について」及び「VE提案が採用されなかった場合」のそれぞれの選択しに○をしたうえで、VE提案を行う場合には、別紙内の所定欄に記載すること。なお、提出者の企業名等が特定できるような表示は一切認めない。

様式はA4片面2ページ以内とし、必要に応じて、説明図を添付することができる。説明図は、1つの提案項目について、A4片面2ページ以内とし、工事名、評価項目、提案項目番号を明記すること。

提案項目数は、評価項目ごとに最大5項目までとし、これを超えた提案項目については加点対象とはしない。ただし、超過した提案項目（採用されなかったものを除く。）についても履行義務は負うものとする。

別紙1-1の提案項目には4つの着目対象があり、別紙1-2の提案項目には3つの着目対象があるが、1つの提案項目につき、1つの着目対象に限って記載することとし、複数の着目対象について記載した提案項目については、加点評価対象とはしないが、採用されなかった場合を除き、履行義務は負うものとする。

また、工事目的物の変更を伴う提案についてはVE提案として認めない。

#### ⑥工事全般の施工計画（様式2・別紙2）

工事全般の施工計画について、「施工上考慮すべき事項等の技術的所見」に係る提案事項を別紙2の該当欄にそれぞれ簡潔にまとめて記述すること。「工事全般の施工計画」は必ず提案することとする。また、提出者の企業名等が特定できるような表示は一切認めない。

必要に応じて説明図を添付することができる。この場合、提案項目数にかかわらず、説明図はA4片面2ページにまとめ、工事名及び「工事全般の施工計画」に係る説明図であることを明記すること。

提案内容は具体的なものとし、抽象的な提案は評価しない。また、工事目的物の変更を伴う提案及び近接する他工事との調整や他機関等との協議を要する提案は認めない。また、VE提案をする者はVE提案と内容が重複しないこと。

提案項目数は、最大で5つまでとし、これを超えた提案項目は評価対象としない。ただし、超過した提案項目についても履行義務は負うものとする。

#### ⑦ワーク・ライフ・バランス等の推進（様式2・別紙3）

別紙3により、認定の有無について、該当のものに○を付すこと。認定を受けていない場合も必ず作成すること。

※ JVで参加する場合は、「認定の有無等」の欄に、各項目の認定を受けている構成員の数を記載すること。

### 【II. 添付する資料について】

#### （様式1 別紙1関係）

別紙1に記載した同種工事について、その内容が証明できる次の書類を添付すること。

①契約書又はコリングスの登録内容確認書の写し

②当該工事の内容が判断できる図面、特記仕様書又は施工証明書等

なお、図面等には「同種工事の判断基準」に掲げる実績があることを判断できる箇所をマーカー等で強調し、一目でわかるようにすること。

#### （様式1 別紙2関係）

別紙2に記載した同種工事について、その内容が証明できる次の書類を添付すること。なお、別紙1で添付した工事と同内容であれば、添付を省略できる。

③契約書又はコリングスの登録内容確認書の写し

④当該工事の内容が判断できる図面、特記仕様書又は施工証明書等

なお、図面等には「同種工事の判断基準」に掲げる実績があることを判断できる箇所をマーカー等で強調し、一目でわかるようにすること。

また、別紙2に記載した配置予定技術者が当該工事に従事した際の役職を証明できる

⑤コリングスの登録内容確認書の写し又は監督技術者通知書の写し等

を添付すること。さらに、

⑥配置予定技術者の資格の資格証及び免許証の写し

⑦配置予定技術者の健康保険証の写し（雇用証明用。ただし、必要なマスキングをすること。）を添付すること。配置予定技術者が監理技術者である場合は、

⑧監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し

を併せて添付すること。

(様式2 別紙3関係)

ワーク・ライフ・バランス等の取り組みについて、「有」を選択した場合には、  
⑨認定を受けていることを証明する資料の写し  
を添付すること。

**【III. 申請書等の提出方法について】**

1. 申請書等の提出は、原則、電子入札システムにより行うこととし、以下のとおり、整理した書類を提出すること。

(1) 申請書等を次の順に整理して、1つのpdfファイルにまとめたものを提出すること。ただし、容量が大きい場合、2つ以上のファイルに分けることも可。

1	競争参加資格確認申請書（様式1）
2	同種工事の施工実績（様式1・別紙1）
2-1	・契約書又はコリンズの登録内容確認書の写し
2-2	・当該工事の内容が判断できる図面、特記仕様書又は施工証明書等
3	配置予定技術者の資格・施工実績（様式1・別紙2）
3-1	・契約書又はコリンズの登録内容確認書の写し
3-2	・当該工事の内容が判断できる図面、特記仕様書又は施工証明書等
3-3	・コリンズの登録内容確認書の写し又は監督技術者通知書の写し等 (配置予定技術者が当該工事に従事していた際の役職証明用)
3-4	・配置予定技術者の資格の資格証及び免許証の写し
3-5	・(監理技術者の場合) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し
3-6	・配置予定技術者の健康保険証等の写し(適宜、マスキングを施すこと。)(雇用証明用)
4	技術提案書（様式2）
5	VE提案とVE提案に基づく施工計画（様式2・別紙1-1）
5-1	・説明図
6	VE提案とVE提案に基づく施工計画（様式2・別紙1-2）
6-1	・説明図
7	工事全般の施工計画（様式2・別紙2）
7-1	・説明図
8	ワーク・ライフ・バランス等の推進（様式2・別紙3）
8-1	・認定を受けていることを証明する資料の写し

(2) (1)のほか、「06-1. 競争参加資格等確認申請書等.xlsx」のExcelファイルを提出すること

2. 容量の都合で、電子入札システムで提出できない場合は、次のとおりとすること。

(1) 代表者印を押印した「競争参加資格確認申請書（様式1）」のスキャンデータを格納すること。  
(2) 上記1. (1)及び(2)の電子データをCD-R又はUSB等の媒体で、入札説明書「5. 担当部局」へ提出すること。ただし、事前にその旨を入札説明書「5. 担当部局」へメールにて連絡すること。

3. 紙入札による参加を申請する場合、書類の提出方法は、上記2. (2)によること。ただし、「競争参加資格確認申請書（様式1）」については、原本（押印有）もあわせて提出すること。

## 競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

国立大学法人東京科学大学 御中

住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

令和 7 年 7 月 1 日付けで公告のありました「東京科学大学（湯島）A 棟 6 階手術室改修Ⅱ期機械設備工事」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添付し申請します。

なお、以下の 1 から 7 について誓約します。

1. 国立大学法人東京科学大学契約事務取扱規程第 7 条及び第 8 条の規定に該当しない者であること。
2. 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再認定を受けた者を除く。）でないこと。
3. 本工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
4. 資本関係又は人的関係がある者が当該入札に参加しようとしていないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
5. 落札した場合、書面に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
6. 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
7. 申請書等提出書類の内容については事実と相違ないこと。

記

- 1 入札説明書 10 (4) に定める内容を記載した書面
- 2 上記を証明する CORINS, 契約書, 施工図面, 資格者証等の写し
- 3 一般競争（指名競争）参加資格認定通知書, 経営事項審査の総合評定値通知書の写し

## 様式1・別紙1

同種工事の施工実績  
(東京科学大学(湯島) A棟6階手術室改修Ⅱ期機械設備工事)

会社名

同種工事の判断基準		<p>平成22年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した「次の(ア)(イ)(ウ)(エ)の基準を満たす建物の新築、増築又は改修工事」を施工した実績を有すること。なお、改修工事の場合、改修延べ面積が施工規模の条件を満たしていること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。</p> <p>(ア) 建物用途 病院          (イ) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建物          (ウ) 施工規模 新築、増築又は改修した延床面積が900m<sup>2</sup>以上          (エ) 工種 空気調和設備工事</p>			
工事名称等	工事名称				
	発注者名				
	施工場所				
	契約金額				
	工期			～	
	受注形態等	単体			
共同企業体		→出資比率 :		%	
工事概要	建物用途				
	構造・階数				
	建物規模				
	工事内容				
CORINS登録の有無	有	→CORINS登録番号 :			
	無				

注1 同種工事の施工実績については、平成22年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに工事が完成・引渡しが完了しているものに限り記載すること。また、併せて工事の施工実績として記載した工事に係る契約書(一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス(CORINS)」に竣工登録されている場合は、CORINSの記載部分の写し)及び記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写しを提出すること。

## 配置予定技術者の資格・施工実績

(東京科学大学(湯島) A棟6階手術室改修Ⅱ期機械設備工事)

会社名

配置予定技術者の 従事役職・氏名	従事役職		氏名	
同種工事の 判断基準	<p>平成22年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した「次の(ア) (イ) (ウ) (エ)の基準を満たす建物の新築、増築又は改修工事」を施工した実績を有すること。なお、改修工事の場合、改修延べ面積が施工規模の条件を満たしていること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。</p> <p>(ア) 建物用途 病院      (イ) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建物      (ウ) 施工規模 新築、増築又は改修した延床面積が900m<sup>2</sup>以上      (エ) 工種 空気調和設備工事</p>			
法令による 資格・免許等	1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格の保有状況			
	資格名		取得年月日	登録番号
	(資格名がその他の場合) 当該資格名:			
	監理技術者の資格の保有状況			
	資格の有無		取得年月日	登録番号
	監理技術者講習の受講状況		(受講済の場合) 修了年月日	
工事 経験 の概要	工事名称			
	発注者名			
	施工場所			
	契約金額			
	工期	~		
	受注形態等	単体		
		共同企業体	→出資比率:	%
	従事役職	監理技術者	主任技術者	
		現場代理人	その他:	
	建物用途			
	構造・階数			
	建物規模			
工事内容				
CORINS登録の 有無	有	→CORINS登録番号:		
	無			
申請時における 配置予定技術者の 他工事従事状況 (他工事に従事してい なければ記載不要)	工事名称			
	発注者名			
	工期	~		
	従事役職			
	本工事と重複す る場合の対応			

注1 法令による資格・免許については、それを有することが確認できる免許等の写しを添付すること。

注2 企業との直接的かつ恒常的な雇用関係の有無を確認できる、健康保険被保険者証等の写しを添付すること。ただし、「記号」「番号」「保険者番号」はマスキングすること。

注3 配置予定技術者の同種工事の経験については、平成22年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに工事が完成・引渡しが完了しているものに限り記載すること。また、併せて工事の施工経験として記載した工事に係る契約書及び当該技術者が従事したことを判断できる資料(一般財団法人日本建築情報総合センターの「工事実績情報サービス(CORINS)」に竣工登録されている場合は、CORINSの記載部分の写し)及び記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写しを提出すること。

注4 申請時における他工事の従事状況は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記入すること。

注5 複数の監理技術者等の候補者がいる場合には、このシートをコピーしてすべての候補者の情報を記載すること。

## 技術提案書

令和 年 月 日

国立大学法人東京科学大学  
理事長 大竹 尚登 殿

住 所

法人等名

代表者氏名

印

令和7年7月1日付けで公告のありました「東京科学大学（湯島）A棟6階手術室改修Ⅱ期機械設備工事」に係る技術提案を、別紙のとおり提出します。

記

### 【提出書類】

- ・様式2 技術提案書（本紙）
- ・様式2・別紙1-1 VE提案とVE提案に基づく施工計画
- ・様式2・別紙1-2 VE提案とVE提案に基づく施工計画
- ・様式2・別紙2 工事全般の施工計画
- ・様式2・別紙3 ワーク・ライフ・バランス等の推進

以 上

様式2・別紙1-1

VE提案とVE提案に基づく施工計画  
(東京科学大学(湯島) A棟6階手術室改修II期機械設備工事)

評価項目	1. 機能性・耐久性に資する提案
趣旨及び標準案	・設計で求められる性能・仕様を確実に満たすことを前提としつつ、施工段階において施工精度の確保や耐久性および品質向上となり、施設の長期使用に資する技術提案を求めるものである。 なお、標準案は設計図書によるものをいう。
着目対象	VE提案を行う場合、技術提案の着目対象は次の①～④とする。 着目対象について、いずれか選択し記入すること。 ①指定された仕様を確実に実現するための施工手順や品質管理の工夫 ②複雑な納まり部や仕上げ部の耐久性向上に向けた施工方法の工夫 ③劣化・損傷リスクを低減する施工上の配慮（下地処理、施工環境管理等） ④施工者による機能・性能検証方法（試験、実測、第三者確認等）の提案

1. VE提案について（いずれかに○をすること）

VE提案を行う（→2. へ）
VE提案を行わない（標準案で施工する。）（→記入終了）

2. VE提案が採用されなかった場合（いずれかに○をすること。）

標準案で施工する（→3. へ）
標準案で施工しない（VEが採用されなかった場合入札に参加できない）（→3. へ）

3. VE提案

提案項目 1		着目 対象
提案項目 2		着目 対象
提案項目 3		着目 対象

<留意事項>

- (1) 本評価項目に対する提案については、文字サイズ10ポイント以上とし、A4片面2頁以内（説明図は含まない。）で簡潔に記述すること。
- (2) 必要に応じて説明図を添付すること。説明図は1つの提案項目につき、文字サイズ10ポイント以上（注釈を除く。）とし、A4片面2頁以内で明瞭に記載すること。なお、工事名、評価項目、提案項目番号を明示すること。
- (3) 工事目的物の変更を伴う提案についてはVE提案として認めない。
- (4) 提案項目数は、評価項目ごとに最大5項目までとし、これを超えた提案項目については加点評価対象とはしない。
- (5) 1つの提案項目につき、1つの着目対象に限って記載すること。複数の着目対象に対する提案項目を記載した場合は加点評価対象としない。
- (6) (4)(5)で加点評価対象にならなかつた提案項目（採用されなかつたものを除く。）についても履行義務は負うものとする。
- (7) 各提案項目については、可能な限り、コストについても明記すること。
- (8) 作成にあたり本様式のうち、「趣旨及び標準案」、「着目対象」及び「留意事項」の記載事項を削除して提出することは可能とする。

VE提案とVE提案に基づく施工計画  
(東京科学大学(湯島) A棟6階手術室改修II期機械設備工事)

評価項目	2. 手術機能を継続するための特別な安全対策に関する提案
趣旨及び標準案	<ul style="list-style-type: none"> <li>手術室を供用しながらの改修工事では、患者および医療従事者の安全確保と医療機能の維持を最優先とし、施工段階での特別な安全対策が求められる。施工時の隔離措置、粉じん・感染対策、動線分離、騒音・振動対策等を徹底し、医療現場への影響を最小限とする計画と実施体制の構築が必要であることから、技術提案を求めるものである。</li> </ul> <p>なお、標準案は設計図書によるものをいう。</p>
着目対象	<p>VE提案を行う場合、技術提案の着目対象は次の①、②、③とする。</p> <p>着目対象について、いずれかを選択し記入すること。</p> <p>①居ながら施工における仮設区画、エアフロー管理、清浄度確保のための施工上の工夫 ②粉じん・臭気・騒音・振動を最小限に抑える施工機材・工法の選定と使用管理 ③病院と連携した工程計画・作業時間帯の工夫（夜間施工の提案など）</p>

## 1. VE提案について（いずれかに○をすること）

VE提案を行う（→2. ～）
VE提案を行わない（標準案で施工する。）（→記入終了）

## 2. VE提案が採用されなかった場合（いずれかに○をすること。）

標準案で施工する（→3. ～）
標準案で施工しない（VEが採用されなかった場合入札に参加できない）（→3. ～）

## 3. VE提案

提案項目 1		着目 対象
提案項目 2		着目 対象
提案項目 3		着目 対象

## &lt;留意事項&gt;

- (1)本評価項目に対する提案については、文字サイズ10ポイント以上とし、A4片面2頁以内（説明図は含まない。）で簡潔に記述すること。
- (2)必要に応じて説明図を添付すること。説明図は1つの提案項目につき、文字サイズ10ポイント以上（注釈を除く。）とし、A4片面2頁以内で明瞭に記載すること。なお、工事名、評価項目、提案項目番号を明示すること。
- (3)工事目的物の変更を伴う提案についてはVE提案として認めない。
- (4)提案項目数は、評価項目ごとに最大5項目までとし、これを超えた提案項目については加点評価対象とはしない。
- (5)1つの提案項目につき、1つの着目対象に限って記載すること。複数の着目対象に対する提案項目を記載した場合は加点評価対象としない。
- (6)(5)で加点評価対象にならなかつた提案項目（採用されなかつたものを除く。）についても履行義務は負うものとする。
- (7)各提案項目については、可能な限り、コストについても明記すること。
- (8)作成にあたり本様式のうち、「趣旨及び標準案」、「着目対象」及び「留意事項」の記載事項を削除して提出することは可能とする。

## 様式2・別紙2

工事全般の施工計画  
(東京科学大学(湯島) A棟6階手術室改修II期機械設備工事)

工事全般の施工計画	施工上考慮すべき事項等の技術的所見 ・本工事では、医療機能を維持しながらの改修であるため、工程の確実な管理と、想定外の事象にも対応可能な柔軟性のある施工体制が重要となる。段階的な施工区分の工夫、本学病院との連携強化など、総合的かつ実現性の高い工程管理計画が必要であることから、技術提案を求めるものである。
提案項目 1	
提案項目 2	
提案項目 3	
提案項目 4	
提案項目 5	

## &lt;留意事項&gt;

- (1) 文字サイズ10ポイント以上とし、A4片面2頁以内（説明図は含まない。）で簡潔に記述すること。
- (2) 必要に応じて説明図を添付すること。説明図は1つの提案項目につき、文字サイズ10ポイント以上（注釈を除く。）とし、A4片面2頁内で明瞭に記載すること。なお、工事名、提案項目番号、「工事全般の施工計画」に係る説明図であることを明示すること。
- (3) VE提案をする／しないにかかわらず、「工事全般の施工計画」はすべての競争参加申請者が提案すること（共同企業体は、共同企業体を単位として提案すること。）。ただし、VE提案をする業者は、VE提案の内容と重複しないこと。
- (4) 工事全般の施工計画に対する全提案項目数は、最大5項目までとし、これを超えた提案項目は加点評価対象としない。
- (5) ~~1つの提案項目につき、1つの着目対象に限って記載すること。複数の着目対象に対する提案項目を記載した場合は加点評価対象としない。~~
- (6) (4)-(5)で加点評価対象にならなかった提案項目についても履行義務は負うものとする。
- (7) 作成にあたり本様式のうち、「工事全般の施工計画」及び「留意事項」の記載事項を削除して提出することは可能とする。

ワーク・ライフ・バランス等の推進  
(東京科学大学(湯島) A棟6階手術室改修II期機械設備工事)

下記の認定の有無について、該当するものに○印を記入すること。

種別	認定区分	認定の有無等 (該当のものに○ を付すこと)
・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定)(ただし、労働時間等の働き方に係る基準は満たしていること)	認定段階1	
	認定段階2	
	認定段階3	
	プラチナえるぼし 認定	
又は		
・一般事業主行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ))	行動計画策定済	
次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	トライくるみん認定	
	くるみん認定	
	プラチナくるみん 認定	
青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定)		
外国法人の場合であって、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けている		
上記のいずれも該当なし		

注1 認定が有の場合はそのことを証明する資料の写しを添付すること。

注2 上記認定が取消となった場合には速やかに本学に届け出ること。

注3 JVで参加する場合は、構成員毎に該当するすべての認定状況を記載すること。

## 工事請負契約書(案)

工事名 東京科学大学（湯島）A棟6階手術室改修Ⅱ期機械設備工事

請負代金額 金\_\_\_\_\_円也  
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額\_\_\_\_\_円)

令和7年度工事出来高予定額\_\_\_\_\_円  
令和8年度工事出来高予定額\_\_\_\_\_円

発注者 国立大学法人東京科学大学理事長 大竹 尚登 と受注者  
との間において、上記の工事（以下「工事」という。）について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

第1条 受注者は、別冊の設計図書に基づいて、工事を完成する。

第2条 工事は、東京都文京区湯島1-5-45（東京科学大学湯島地区構内）において施工する。

第3条 着工時期は、令和 年 月 日とする。

第4条 完成期限は、令和9年3月31日とする。

第5条 契約保証金は、\_\_\_\_\_円【請負代金額の10分の3】を納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第6条 受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約を締結するものとする。

第7条 請負代金（前払金及び中間前払金含む。）は、受注者からの適正な請求に基づき6回以内に支払うものとする。

第8条 請負代金は、令和7年度 金\_\_\_\_\_円以内、令和8年度 金\_\_\_\_\_円以内の額を前払金として前払するものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受理した日の翌月末日までに支払うものとする。

ただし、令和8年度においては、前年度の工事出来高予定額が達成した以降で、かつ、予算の執行が可能となる時期以降でなければ、前払金の支払いを請求することはできない。

第9条 前払金については、別記の工事請負契約基準第36中の「契約書記載の工事完成の時期」を「契約書記載の工事完成の時期（令和7年度にあっては、令和7年度末）」と読み替えるものとする。

また令和8年度における前年度の工事出来高予定額が達成しないときには、当該工事出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合において、別記の工事請負契約基準第36第4項の規定を準用する。

第10条 請負代金は、令和7年度においては金\_\_\_\_\_円を支払限度額とする。なお、残額は令和8年度において支払うものとする。

第11条 請負代金（前払金及び中間前払金を含む。）の請求書は、東京科学大学施設部湯島計画課に送付するものとする。

第12条 完成通知書は、東京科学大学施設部湯島計画課に送付するものとする。

第13条 別記の工事請負契約基準第57を次のとおり読み替えるものとする。

- 第57 受注者（共同企業体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
  - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
  - 二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - 三 前項第4号に該当する場合であって、前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
  - 四 前項第4号に該当する場合であって、受注者が発注者に国立大学法人東京科学大学の競争加入者心得第15の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第14条 受注者は、採用された次の「VE提案とVE提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」の提案内容を履行しなければならない。

「VE提案とVE提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」

性能等	採用された提案内容
機能性・耐久性に資する提案	別記のとおり
社会的要請	採用された提案内容
手術機能を継続するための特別な安全対策に関する提案	別記のとおり
工事全般の施工計画	採用された提案内容
施工上考慮すべき事項等の技術的所見	別記のとおり

第15条 受注者の責めにより、前条の「VE提案とVE提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」の提案内容が履行されない場合、発注者は、当該履行を、期限を定めて受注者に請求する。

第16条 受注者の責めにより、前条の「VE提案とVE提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」の提案内容に基づく工事が履行されていないと認められる場合は、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を行うものとする。

第17条 解体工事等に要する費用等については、別紙のとおりとする。

第18条 別記の工事請負契約基準第5第3項及び第8項並びに第55第2項中の「10分の1」を「10分の3」に読み替えるものとする。

第19条 別記の工事請負契約基準第36第9項、第54第3項、第56第2項の遅延利息率は、「年2.5%」である。

第20条 別記の工事請負契約基準第38を次のとおり読み替えるものとする。

第38 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日以降に新たに請負契約を締結する工事に係る前払金は、その100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

第21条 この契約について一般的約定事項は、別記の工事請負契約基準によるものとする。

第22条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者 東京都目黒区大岡山二丁目12番1号  
国立大学法人東京科学大学  
理事長 大竹 尚登

受注者

## 工事請負契約書(案)

工事名 東京科学大学(湯島)A棟6階手術室改修Ⅱ期機械設備工事

請負代金額 金\_\_\_\_\_円也  
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額\_\_\_\_\_円)

令和7年度工事出来高予定額\_\_\_\_\_円  
令和8年度工事出来高予定額\_\_\_\_\_円

発注者 国立大学法人東京科学大学理事長 大竹 尚登 と受注者 特定建設工事共同企業体代表者 外社との間において、上記の工事(以下「工事」という。)について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。また、受注者は、別添の 特定建設工事共同企業体協定書により上記の工事を連帶して請け負う。

なお、(ア)契約締結後において、特定建設工事共同企業体の構成員のうち脱退した者が生じた場合には、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。  
(イ)発注者は、工事の監督、請負代金の支払等の契約に基づく行為については、すべて代表者を相手とし、代表者へ通知した事項は、他の構成員にも通知したものとみなすものとする。  
(ウ)発注者は、特定建設工事共同企業体の各構成員の間に紛争が生じ、又は脱退した者が生じた等の場合において、工事の施工上必要があると認めるときは、契約を解除することができる。

第1条 受注者は、別冊の設計図書に基づいて、工事を完成する。

第2条 工事は、東京都文京区湯島1-5-45(東京科学大学湯島地区構内)において施工する。

第3条 着工時期は、令和 年 月 日とする。

第4条 完成期限は、令和9年3月31日とする。

第5条 契約保証金は、\_\_\_\_\_円【請負代金額の10分の3】を納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第6条 受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約を締結するものとする。

第7条 請負代金(前払金及び中間前払金含む。)は、受注者からの適正な請求に基づき6回以内に支払うものとする。

第8条 請負代金は、令和7年度 金\_\_\_\_\_円以内、令和8年度 金\_\_\_\_\_円以内の額を前払金として前払するものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受理した日の翌月末日までに支払うものとする。

ただし、令和8年度においては、前年度の工事出来高予定額が達成した以降で、かつ、予算の執行が可能となる時期以降でなければ、前払金の支払いを請求することはできない。

第9条 前払金については、別記の工事請負契約基準第36中の「契約書記載の工事完成の時期」を「契約書記載の工事完成の時期(令和7年度にあっては、令和7年度末)」と読み替えるものとする。

また令和8年度における前年度の工事出来高予定額が達成しないときには、当該工事出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合において、別記の工事請負契約基準第36第4項の規定を準用する。

第10条 請負代金は、令和7年度においては金\_\_\_\_\_円を支払限度額とする。なお、残額は令和8年度において支払うものとする。

第11条 請負代金（前払金及び中間前払金を含む。）の請求書は、東京科学大学施設部湯島計画課に送付するものとする。

第12条 完成通知書は、東京科学大学施設部湯島計画課に送付するものとする。

第13条 別記の工事請負契約基準第57を次のとおり読み替えるものとする。

第57 受注者（共同企業体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 前項第4号に該当する場合であって、前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

四 前項第4号に該当する場合であって、受注者が発注者に国立大学法人東京科学大学

の競争加入者心得第15の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第14条 受注者は、採用された次の「VE提案とVE提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」の提案内容を履行しなければならない。

#### 「VE提案とVE提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」

性能等	採用された提案内容
機能性・耐久性に資する提案	別記のとおり
社会的要請	採用された提案内容
手術機能を継続するための特別な安全対策に関する提案	別記のとおり
工事全般の施工計画	採用された提案内容
施工上考慮すべき事項等の技術的所見	別記のとおり

第15条 受注者の責めにより、前条の「VE提案とVE提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」の提案内容が履行されない場合、発注者は、当該履行を、期限を定めて受注者に請求する。

第16条 受注者の責めにより、前条の「VE提案とVE提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」の提案内容に基づく工事が履行されていないと認められる場合は、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を行うものとする。

第17条 解体工事等に要する費用等については、別紙のとおりとする。

第18条 別記の工事請負契約基準第5第3項及び第8項並びに第55第2項中の「10分の1」を「10分の3」に読み替えるものとする。

第19条 別記の工事請負契約基準第36第9項、第54第3項、第56第2項の遅延利息率は、「年2.5%」である。

第20条 別記の工事請負契約基準第38を次のとおり読み替えるものとする。

第38 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日以降に新たに請負契約を締結する工事に係る前払金は、その100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

第21条 この契約について一般的約定事項は、別記の工事請負契約基準によるものとする。

第22条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者 東京都目黒区大岡山二丁目12番1号  
国立大学法人東京科学大学  
理事長 大竹 尚登

受注者 特定建設工事共同企業体

代表者

構成員

構成員

(別紙)

1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (※)
	①造成等	造成等の工事 □ 有 □ 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □ 有 □ 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □ 有 □ 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 □ 有 □ 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の工事 □ 有 □ 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( )	その他の工事 □ 有 □ 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当が無い場合は記載の必要はない。

2 解体工事に要する費用 (直接工事費) \_\_\_\_\_ 円 (税抜)

3 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4 再資源化等に要する費用 (直接工事費) \_\_\_\_\_ 円 (税抜)

(注)・運搬費を含む。

## 別記第1号

### 工事請負契約基準

#### (趣旨)

第1 この基準は、国立大学法人東京科学大学（以下「大学」という。）における工事に関する請負契約の一般的約定事項に関し必要な事項を定めるものである。

#### (総則)

第2 発注者及び受注者は、契約書及びこの契約基準に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（契約書及びこの契約基準並びに設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、契約書及びこの契約基準並びに設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 契約書及びこの契約基準に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 契約書及び契約基準に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

9 契約書及びこの契約基準並びに設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所において行うものとする。

12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

#### (関連工事の調整)

第3 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

#### (工事費内訳明細書及び工程表)

第4 受注者は、この契約締結後15日以内に設計図書に基づいて、工事費内訳明細書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が、受注者に当該内訳書及び工程表の提出を必要としない旨の通知をした場合は、この限りでない。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第5 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第8項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 受注者は、第1項の規定にかかわらず、発注者が特に必要があると認めるときは、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（引き渡した目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を付さなければならない。

6 前項の規定により受注者が付す保証は、第55第3項各号に規定する契約の解除による場合についても保証するものでなければならない。

7 第5項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。

8 請負代金額の変更があった場合には、第1項の場合においては、保証の額が変

更後の請負代金額の 10 分の 1 に達するまで、第 5 項の場合においては、保証の額が変更後の請負代金額の 10 分の 3 に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

- 9 受注者が、第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号若しくは第 5 号又は第 5 項に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。  
(権利義務の譲渡等)

第 6 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工事製品を含む。以下同じ。）のうち第 14 第 2 項の規定による検査に合格したもの及び第 39 第 3 項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第 1 項ただし書の承諾をしなければならない。

- 4 受注者は、前項の規定により、第 1 項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。  
(一括委任又は一括下請負の禁止)

第 7 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第 8 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)

第 8 の 2 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- 一 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
  - 二 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
  - 三 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請人とすることができます。

- 一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
  - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
  - ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を受注者が発注者に提出した場合
- 二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
  - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
  - ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から 30 日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合
- 3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
  - 一 社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 10 分の 1 に相当する額
  - 二 社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 100 分の 5 に相当する額

（特許権等の使用）

第9 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督職員）

第10 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約基準に定めるもの及びこの契約基準に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承

諾又は協議

- 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員に契約書及びこの契約基準に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 契約書及びこの契約基準に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督職員を置かないときは、契約書及びこの契約基準に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。  
(現場代理人及び主任技術者等)

第11 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に現場代理人等通知書及び経歴書をもって通知しなければならない。これらの者を変更したときも現場代理人等変更通知書をもって通知するものとする。

- 一 現場代理人
- 二 専任の主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）又は専任の監理技術者（建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）
- 三 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）
- 四 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第13第1項の請求の受理、第13第3項の決定及び通知、第13第4項の請求、第13第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せし自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容

を発注者に通知しなければならない。

- 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

- 第12 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に、報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

- 第13 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督職員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した是正等措置請求書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

- 第14 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質又は均衡を得た品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下第14において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。

- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第15 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行なったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第16 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、

品質、規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

#### (工事用地の確保)

- 第17 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
  - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下第17において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
  - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。
  - 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

#### (設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

- 第18 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならぬ。この場合に

おいて、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督職員は、受注者が第14第2項又は第15第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(条件変更等)

第19 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 設計図書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
  - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
  - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
  - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
  - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上で、当該期間を延長することができる。
  - 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
    - 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
    - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変

更を伴うもの 発注者が行う。

- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

- 第20 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

- 第21 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

- 第22 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

- 第23 受注者は、天候の不良、第3の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した工期延長申請書により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

- 第24 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短

縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第25 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第23の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、第24の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第26 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- 3 契約書及びこの契約基準の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第27 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 4 第1項の規定による請求は、第27の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあ

るのは、「直前の第 27 に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となつたときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前 2 項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### (臨機の措置)

第 28 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適當でないと認められる部分については、発注者がその費用を負担する。

#### (一般的損害)

第 29 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他の工事の施工に関する損害（第 30 第 1 項若しくは第 2 項又は第 31 第 1 項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第 59 第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

#### (第三者に及ぼした損害)

第 30 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 59 第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下第 30 において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第31 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）であって、発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第59第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下第31において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物等であって第14第2項、第15第1項若しくは第2項又は第39第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取扱いに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、当該各号に定めるところにより算定する。
  - 一 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
  - 二 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
  - 三 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額と

する。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」と読み替えるものとする。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

- 第32 発注者は、第9、第16、第18から第21まで、第23、第24、第27から第29まで、第31又は第35の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第33 受注者は、工事が完成したときは、その旨を完成通知書により発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならぬ。

- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

- 第34 受注者は、第33第2項（第33第6項後段の規定により適用される場合を

含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、工事請負代金請求書により請負代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求書受理日の翌月末日までに請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により第33第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第35 発注者は、第33第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもつて使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第36 国立大学法人東京科学大学における建設工事等に係る前払金等支払要項により、受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を工事請負代金前払金請求書により発注者に請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求書受理日の翌月末日までに前払金を支払わなければならない。
- 4 受注者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。
- 5 受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは

10分の6)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。以下同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下第38まで、第42及び第54において同じ。)の支払を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。

- 7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5(第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第39又は第40の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 8 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前に更に請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5(第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(以下「遅延利息率」という。)を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

#### (保証契約の変更)

第37 受注者は、第36第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

#### (前払金の使用等)

第38 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必

要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第39 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第14第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、工事請負代金部分払金請求書により部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求書受理日の翌月末日までに部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額≤第1項の請負代金相当額×(9/10-前払金額/請負代金額)

- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは、「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第40 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第33中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、「完成通知書」とあるのは「指定部分完成通知書」と、第33第5項及び第34中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第34第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第34第1項の請求を受けた日から14

日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×（1－前払金額／請負代金額）

（国庫債務負担行為に係る契約の特則）

第41 国庫債務負担行為に係る契約において、発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）及び支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額を変更することができる。

（国庫債務負担行為に係る契約の前金払の特則）

第42 国庫債務負担行為に係る契約の前金払については、第36中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、第36及び第37中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第39第1項の請負代金相当額（以下第42及び第43において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定より準用される第36第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第36第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払を請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第36第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第37第4項の規定を準用する。

（国庫債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

第43 国庫債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注

者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第39第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

一 中間前払金を選択しない場合

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times$ 9/10 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) - {請負代金相当額 - (前会計年度までの出来高予定額 + 出来高超過額)}  $\times$ 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額

二 中間前払金を選択した場合

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times$ 9/10 - 前会計年度までの支払金額 - (請負代金相当額 - 前会計年度までの出来高予定額)  $\times$  (当該会計年度前払金額 + 当該会計年度の中間前払金額) / 当該会計年度の出来高予定額

- 3 第1項本文の規定にかかわらず、中間前払金を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

(契約不適合責任)

第44 発注者は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第45 発注者は、工事が完成するまでの間は、第46又は第47の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第46 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除するこ

とができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 第6第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- 二 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- 三 工期内又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- 四 第11第1項第2号又は第3号に掲げる者を設置しなかったとき。
- 五 正当な理由なく、第44第1項の履行の追完がなされないと認められるとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第47 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第6第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- 二 第6第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- 三 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 四 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- 五 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 六 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 七 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が第46の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 九 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下第47において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下第47において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- 十 第51又は第52の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 十一 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合

にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

- ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第48 第46各号又は第47各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第46及び第47の規定による契約の解除をすることができない。

(契約保証金)

第49 受注者は、契約保証金を納付した契約において、請負代金額の増額の変更をした場合は、増加後における総請負代金額に対する所要の契約保証金額と既納の契約保証金額との差額に相当するものを追加契約保証金として、発注者の指示に従い、直ちに納付しなければならない。

2 受注者が契約事項を履行しなかった場合において、契約保証金を納付しているときは、当該契約保証金は、大学に帰属するものとする。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第50 第5第1項又は第4項の規定による保証が付された場合において、受注者が第46各号又は第47各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう、請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者(以下「代替履行業者」という。)から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

一 請負代金債権(前払金又は部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として、

受注者に既に支払われたものを除く。)

二 工事完成債務

三 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

四 解除権

五 その他この契約に係る一切の権利及び義務（第30の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときは、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（受注者の催告による解除権）

第5.1 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第5.2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第20の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

二 第21の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第5.3 第51又は第52各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、第51及び第52の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第5.4 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 3 第1項の場合において、第36（第42において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第39及び第43の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額にお余剰があるときは、受注者は、解除が第46、第47又は第55第3項の規定によるときには、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ遅延利息率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第45、第51又は第52の規定によるときには、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないとときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第46、第47又は第55第3項の規定によるときは発注者が定め、第45、第51又は第52の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。  
(発注者の損害賠償請求等)

第55 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 工期内に工事を完成することができないとき。
  - 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
  - 三 第46又は第47の規定により工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
  - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第46又は第47の規定により、工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
  - 二 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 第2項の場合（第47第9号又は第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第5の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第56 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第51又は第52の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第34第2項(第40において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。  
(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第57 受注者(共同企業体にあっては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額(この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものと/orい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
- 二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(契約不適合責任期間等)

- 第58 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第33第4項又は第5項(第40においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下第58において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下第58において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかつた契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等をすることができる。
  - 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
  - 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
  - 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
  - 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用しない。この場合において契約不適合に関する受注者の責任は、民法の定めるところによる。
  - 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
  - 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 94 条第 1 項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成 12 年政令第 64 号）第 5 条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10 年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（火災保険等）

第 5 9 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下第 59 において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下第 59 において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを作成し、遅滞なく発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

（制裁金等の徴収）

第 6 0 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年 3 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 3 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（あっせん又は調停）

第 6 1 契約書及びこの契約基準において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第 13 第 3 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは第 13 第 5 項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに第 13 第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第62 発注者及び受注者は、その一方又は双方が第61の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、第61の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第63 契約書及びこの契約基準において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第64 この契約基準に定めのない事項は、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

## 誓 約 書

当社（当法人）は、国立大学法人東京科学大学（以下「東京科学大学」という。）との取引にあたり、以下について誓約いたします。

- 「国立大学法人東京科学大学調達における基本方針」、「国立大学法人東京科学大学契約事務取扱規程」、「国立大学法人東京科学大学物品等調達要項」及び「国立大学法人東京科学大学物品購入等契約に係る取引停止の取扱要項」を理解し遵守するとともに、一切の不正には関与しません。
- 東京科学大学の内部監査、その他調査において、取引にかかる帳簿等の閲覧や提出等の要請があった場合は合理的に必要な範囲において協力いたします。
- 東京科学大学の調査等により、当社（当法人）において、不正が認められた場合は、「国立大学法人東京科学大学物品購入等契約に係る取引停止の取扱要項」に定める取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。
- 東京科学大学の構成員（教職員等）から不正な行為の依頼等があった場合には、速やかに通報いたします。

令和 年 月 日

国立大学法人東京科学大学 理事長 殿

(住 所)

(法人名)

(代表者)

印

## 質問書の提出について

現場説明書・図面・数量書(参考資料)等に対する質疑がある場合、この質問書様式を使用して提出をお願いします。

### \* 電子入札の場合

文部科学省電子入札システム(運用時間をポータルサイトにて確認すること。)から提出をお願いします。

### \* 紙入札を希望する場合

データ(エクセル形式)を電子メールの添付ファイルにて提出をお願いします。  
提出先: shisetsukeiyaku.adm@tmd.ac.jp (施設部湯島計画課湯島総務グループ)  
※件名を「【質問書提出:企業名(略称可)】(湯島)A棟6階手術室改修Ⅱ期機械設備工事について」としてください。

質疑の際、以下の点についてご注意をお願いします。

- ① 現場説明書・図面等に対する質問書と数量書(参考資料)に対する質問書は区別して作成してください。
- ② 数量書(参考資料)に対する質疑で、数量の差異等に係わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出してください。
- ③ 入力は、1つの質問に対して、1つのセルに入力してください。  
(改行等で複数のセルにまたがって入力を行わないようにお願いします。また、セル内で改行を行う必要が場合は「Alt+Enter」で改行を行うこととし、スペースなどでの改行はしないでください。)
- ④ 質問は、「5項目の10行目について」のような書き方ではなく、「“I.〇〇〇〇”の“(3)△△△”の××について」のような記入をお願いします。
- ⑤ データ提出にあたっては、提出前には必ずデータのウィルスチェックを行うようにお願いします。

東京科学大学(湯島)A棟6階手術室改修Ⅱ期機械設備工事  
にかかる 現場説明書・図面等 に対する質問書

会社名:

番号	図面番号	質疑事項	回 答
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			

東京科学大学(湯島)A棟6階手術室改修Ⅱ期機械設備工事  
における 数量書 に対する質問書

会社名:

番号	項目	質疑事項	回答
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			

## 留 意 事 項

工事名：東京科学大学（湯島）A棟6階手術室改修Ⅱ期機械設備工事

### \*電子入札の場合の委任状について

#### 1. 電子入札システム利用時から支店等に委任する場合

競争参加資格確認申請時までに、別紙様式1により委任状を作成のうえ下記まで持参又は郵送により提出してください。（郵送の場合は書留郵便等の配達記録が残るものに限る。申請時必着とします。）

#### 2. 契約時から支店等に委任する場合

契約締結時までに、別紙様式2により委任状を作成のうえ下記まで持参又は郵送により提出してください。

### \*紙入札を希望する場合

#### 1. 紙入札方式参加承諾願について

競争参加資格確認申請時までに、配布した様式により作成のうえ下記まで持参してください。（郵送の場合は書留郵便等の配達記録が残るものに限る。申請時必着とします。）

#### 2. 委任状について

- ・委任状は配布した様式を使用してください。ただし、競争参加資格確認申請時から支店等に委任する場合は、下記まで照会ください。
- ・復代理人による入札を希望される場合は、前項に加え、別途様式による委任状の提出が必要ですので、下記まで照会ください。

#### 3. 入札書について

- ・入札書は配布した様式を使用してください。なお、復代理人が入札される場合は、様式が異なりますので、下記まで照会ください。
- ・入札書は、封筒に入れ密封し、かつその封皮に工事件名及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号）を明記し当該封筒を入札日時までに入札場所に提出してください。
- ・入札書は、開札当日何枚か必要になるかも知れませんので、金額空欄のコピーを用意してください。
- ・委任状で入札される方は委任状に押印した受任者の印鑑を必ず持参願います。

#### 4. 入札書提出の際必要なもの

- ・「競争参加資格確認通知書」
- ・名刺
- ・「委任状」（代理人の場合）
- ・「入札書」（封筒に入れ密封。）
- ・「工事費内訳書」（封筒に入れ密封。）

※その他不明な事項がありましたら下記へ照会下さい。

〒113-8510

東京都文京区湯島1丁目5番45号

国立大学法人東京科学大学施設部湯島計画課湯島総務グループ

TEL 03-5803-5053 (ダイヤルイン)

FAX 03-5803-0355

様式1（電子入札システム利用時から支店等に委任する場合）

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人 東京科学大学 御中

○○市○○区○○町○丁目○番○号  
○○○○ 株式会社  
代表取締役 ○ ○ ○ (印)

工事名 東京科学大学(湯島) (湯島) A棟6階手術室改修II期機械設備工事

私は、下記の者を上記工事の代理人と定め、貴法人との間における下記の一切の権限を委任致します。

記

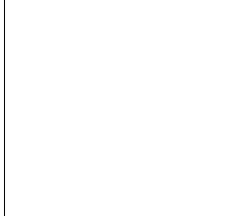
受任者（代理人） ○○市○○区○○町○丁目○番○号  
○○○○ 株式会社 ○○支店  
支店長 ○ ○ ○ ○

- 委任事項
- 競争参加資格確認申請等に関する件
  - 入札及び見積に関する一切の件
  - 工事の請負契約締結に関する件
  - 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
  - 工事の請負契約の履行及び取り下げに関する件
  - 工事の請負代金の請求及び受領に関する件
  - 復代理人の選任に関する件

8. (その他、適宜委任事項を加除して下さい)

コメントの追加 [×1]: 委任項目がなければ削除してください。

受任者（代理人）使用印鑑



様式2（契約時から支店等に委任する場合）

委任状

令和 年 月 日

国立大学法人 東京科学大学 御中

○○市○○区○○町○丁目○番○号  
○○○○ 株式会社  
代表取締役 ○ ○ ○ ○ (印)

工事名 東京科学大学（湯島）A棟6階手術室改修Ⅱ期機械設備工事

私は、下記の者を上記工事の代理人と定め、貴法人との間における下記の一切の権限を委任致します。

記

受任者（代理人） ○○市○○区○○町○丁目○番○号  
○○○○ 株式会社 ○○支店  
支店長 ○ ○ ○ ○

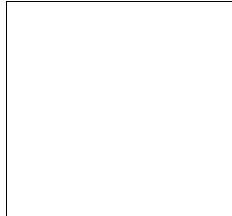
委任事項 1. 工事の請負契約締結に関する件

2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
3. 工事の請負契約の履行及び取り下げに関する件
4. 工事の請負代金の請求及び受領に関する件
5. 復代理人の選任に関する件

6. (その他、適宜委任事項を加除して下さい)

コメントの追加 [×2]: 委任項目がなければ削除してください。

受任者（代理人）使用印鑑



## 紙入札方式参加承諾願

1. 工事名 東京科学大学（湯島）A棟6階手術室改修Ⅱ期機械設備工事

2. 電子入札システムでの参加ができない理由（必須）

上記工事は電子入札対象案件ですが、上記理由により今回当社は電子入札システムを利用しての参加ができないため、今回に限り、紙入札方式での参加を希望したく、承諾願います。

国立大学法人 東京科学大学 御中

令和 年 月 日

住 所  
法人等名  
代表者職氏名

印

令和 年 月 日

## 委任状

国立大学法人東京科学大学 御中

委任者（競争加入者）

住 所

法人等名

代表者職氏名

（印）

私は、\_\_\_\_\_を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和7年9月19日国立大学法人東京科学大学において行われる  
「東京科学大学（湯島）A棟6階手術室改修Ⅱ期機械設備工事」の入札及び見積に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



## 入札書

工事名 東京科学大学（湯島）A棟6階手術室改修II期機械設備工事

入札金額 金 円也

工事請負契約基準を熟知し、図面及び仕様書に従って上記の工事を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人東京科学大学 御中

競争加入者 本社住所  
本社名  
代表者職氏名

代理人 氏名 (印)